議題２
人・農地プラン（案）について

参考資料１　人・農地プラン（案）比較表

参考資料２　人・農地プラン審議会用基礎データ

参考資料３　地域の話合い　議事録

参考資料４　地域の話合い当日配布資料（資料３は
人・農地プラン（案）のため除く）

経農農政第２３６８号
平成２９年８月２９日

さいたま市都市農業審議会
委員長　後藤　光蔵　様

さいたま市長　清水　勇人

人・農地プラン（案）について（諮問）

このことについて、さいたま市都市農業の振興に関する条例第１９条第２項の規定に基づき、下記のとおり貴審議会へ諮問します。

記

１　諮問事項
人・農地プラン（案）について

２　諮問理由
人・農地問題解決加速化支援事業実施要綱（平成２４年２月８日付け２３経営第２９５５号）第２において、市町村は人・農地プランを作成・更新するための取組みを行い、決定にあたっては、関係機関・農業者の代表による検討会の審査・検討を経る必要があるため。

３　人・農地プラン（案）
別紙のとおり

４　参考資料
（１）人・農地プラン（案）比較表
（２）人・農地プラン審議会用基礎データ
（３）地域の話合い議事録
（４）地域の話合い当日配布資料（資料３は人・農地プラン（案）のため除く）

担当　経済局農業政策部農業政策課
農業政策係　渡邊、小野
直通　048-829-1376
FAX　048-829-1944
E-mail：nogyo-seisaku@city.saitama.lg.jp

人・農地プラン
（案）

（参考様式第1号）

人・農地プラン

市町村名	集落／地域名	当初作成年月	更新年月（1回目）	更新年月（2回目）	更新年月（○回目）
さいたま市	西部地域	平成27年12月	平成29年3月		

1. 今後の地域の中心となる経営体（担い手）

属性	経営体（氏名）	経営者・代表者の年齢	構成員（従業員）	後継者の有無	現状〔平成28年度〕		計画〔平成33年度〕		農地中間管理機構からの借入希望の有無	新規就農・6次産業化・高付加価値化・複合化・低コスト化・法人化等の取組		活用が見込まれる施策				備考
					経営内容（作目）	経営規模（ha、頭数等）	経営内容（作目）	経営規模（ha、頭数等）			取組年度	青年就農給付金（開始型）	スーパーL資金の金利負担軽減措置	経営体育成支援事業	その他（　）	
認農	■■　■■	79 才	2 名	無	水稲 果樹	０．５４ ０．５０ ha	水稲 果樹	０．５４ ０．５０ ha		低コスト化	27～			○		
認農	■■　■■	68 才	4 名	有	水稲 露地野菜	０．５０ ０．５０ ha	水稲 露地野菜 施設野菜	１．３０ ０．４０ ０．２０ ha	○	６次産業化 低コスト化	18～ 28～		○	○	○	
認農予定	■■　■■	46 才	2 名	無	水稲 露地野菜	２．０７ ０．２８ ha	水稲 露地野菜	６．０７ ０．２８ ha		低コスト化	継続		○			
認農	■　■■	51 才	1 名	無	水稲 露地野菜 果樹	１．２８ ０．１０ ０．３０ ha	水稲 露地野菜 果樹	３．５０ ０．２０ ０．６２ ha	○	低コスト化	継続		○	○		
認農	■■　■■	51 才	5 名	無	酪農 その他	６０頭 １０．７０ ha	酪農 その他	８０頭 １２．１２ ha	○	６次産業化 低コスト化	31 継続		○	○		
認農	■■　■■	67 才	1 （1） 名	無	水稲	３．６２ ha	水稲	７．００ ha		高付加価値化	継続			○		
認就	■■　■■	39 才	2 （4） 名	無	水稲 露地野菜 施設野菜	０．８８ ０．９８ ０．２７ ha	水稲 露地野菜 施設野菜	０．８８ １．５０ ０．２７ ha		新規就農 ６次産業化 高付加価値化 法人化 多角化	25～ 29 29 29 29					
	■■　■■	54 才	2 名	無	水稲	１．６０ ha	水稲	４．００ ha	○	低コスト化	27～		○			

【　記載上の注意　】

※　「今後の地域の中心となる経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、法人化や農地利用集積を行うことが確実と見込まれる集落営農、効率的かつ安定的な農業経営になっている経営体な
　どの担い手がいれば、当該経営体等の意向を確認した上で位置づけるようにしてください。

※　「属性」には、認定農業者は「認農」、法人は「法」、集落営農は「集」、認定新規就農者は「認就」と記載します。

※　「経営体（氏名）」には、法人経営、集落営農など組織経営体の場合は、その組織経営体の名称を記載し、下段括弧書きで組織経営体の代表者名を記載します。
　　集落営農の構成員である認定農業者については、その全ての認定農業者の「認農：氏名」を記載します。

※　計画欄については、現状から概ね５年程度を記載する。（以下の計画欄についても同じ。）

※　「新規就農・６次産業化・・・・等の取組」には、経営発展のために今後取り組もうとする内容に合致する取組を選択し記載します。

※　「その他」には、６次産業化支援事業、強い農業づくり交付金（経営資源有効活用対策事業）、耕作放棄地再生利用緊急対策交付金など、活用が見込まれる関連施策がある場合に記載します。

※　「備考」には、活用する県単独事業などの施策の内容、経営発展に向けて取り組む内容で特筆すべき事項等があれば記載します。

2. 1から見た地域における担い手の確保状況

担い手は十分確保されている／担い手はいるが十分ではない／担い手がいない

3. 将来の農地利用のあり方

取組事項	対応	
担い手に集積・集約化する	○	相続で農地を取得した場合や農家が高齢となり耕作できなくなった場合など、農地が耕作放棄地になる可能性が高くなる。耕作放棄地防止のためにも、周知を徹底し、農地の出し手の情報を集め、担い手への集積を図る。
担い手の分散錯圃を解消する	○	
新規参入を促進して、新規参入者に集積・集約化する	○	
耕作放棄地を解消する	○	
その他[右欄に自由に記載]		

4. 3についての農地中間管理機構の活用方針

取組事項	対応	
地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける		今後、地域の話合いを進め、農地中間管理機構を積極的に活用する意向が強まったら、上記事項へ○をつけていく。
農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける		
担い手の分散錯圃を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける		
その他[右欄に自由に記載]	○	

5. 近い将来農地の出し手となる者と農地 〔国、都道府県に報告する場合は、農業者名を記載しますが、集落・地域で使用する場合は匿名とすることができます。〕

近い将来農地の出し手となる農業者（氏名）	年齢	現状〔平成28年度〕		計画〔平成33年度〕		利用しなくなる農地面積	農地中間管理機構への貸付け希望の有無		
		経営内容（作目）	経営規模の合計（ha、頭数等）	経営内容（作目）	経営規模の合計（ha、頭数等）			農地面積	貸付時期
■■　■■	83 才	水稲	0.221 ha	無	0 ha	0.221 ha	有	0.221 ha	
■■　■■	58 才	水稲	0.105 ha	無	0 ha	0.105 ha	有	0.105 ha	
■■　■	75 才	水稲	0.365 ha	無	0 ha	0.365 ha	有	0.365 ha	
■■　■■	64 才	水稲 露地野菜	0.080 0.038 ha	水稲 露地野菜	０．０８０ ０．００６ ha	0.032 ha	有	0.032 ha	
■■　■■	69 才	露地野菜	0.159 ha	無	0 ha	0.159 ha	有	0.159 ha	

※　筆ごとの具体的な貸付等の計画がある場合は、「別紙：近い将来農地の出し手となる者の農地」に記載します。

6. 今後の地域農業のあり方

今後の地域農業のあり方（地域の中心となる経営体とそれ以外の農業者を含めて）

取組事項	対応	コメント
生産品目の明確化		・直売所や公共施設での農産物の販売など、販路拡大を目指す。 ・農地の活用方法として市民農園についても検討を行う。
複合化		
6次産業化		
高付加価値化		
新規就農の促進		
その他［販路拡大・市民農園］	○	

別紙：近い将来農地の出し手となる者の農地

近い将来農地の出し手となる者（氏名）	耕地地番	地目	地名、地番、大字、字、集落番号		貸付等の区分（㎡）			貸付等の予定年度	農地中間管理機構への貸付を予定
					貸付	作業委託	売渡		
■■　■■	■■	田	西区中野林	山本	2,207				○
■■　■■	■■■	田	西区昭和		1,050				○
■■　■	■■■■	田	桜区塚本	上八貫野	618				○
	■■■■	田	桜区塚本	上八貫野	1,087				○
	■■■■	田	桜区塚本	八貫野	856				○
	■■■■	田	桜区塚本	八貫野	1,090				○
■■　■■	■■■	畑	西区大字二ツ宮	後谷	323				○
■■　■■	■■	畑	西区塚本町	１丁目	1,592				○

【　記載上の注意　】

※　「５．近い将来農地の出し手となる者」ごとに記載します。

※　国、都道府県に報告する場合は、農業者名を記載しますが、集落・地域で使用する場合は匿名とすることができます。

※　農地利用図の添付は必須ではありません。

（参考様式第1号）

人・農地プラン

市町村名	集落／地域名	当初作成年月	更新年月（1回目）	更新年月（2回目）	更新年月（○回目）
さいたま市	中部地域	平成27年12月	平成29年3月		

1. 今後の地域の中心となる経営体（担い手）

属性	経営体（氏名）	経営者・代表者の年齢	構成員（従業員）	後継者の有無	現状〔平成28年度〕		計画〔平成33年度〕		農地中間管理機構からの借入希望の有無	新規就農・6次産業化・高付加価値化・複合化・低コスト化・法人化等の取組		活用が見込まれる施策				備考
					経営内容（作目）	経営規模（ha、頭数等）	経営内容（作目）	経営規模（ha、頭数等）			取組年度	青年就農給付金（開始型）	スーパーL資金の金利負担軽減措置	経営体育成支援事業	その他（　）	
認農法	■■■■■■■■■■（■■　■■）	66 才	4（25）名	有	露地野菜 施設野菜 くわい	2．00 0．80 0．50 ha	露地野菜 施設野菜 くわい	4．00 0．80 0．50 ha	○	低コスト化 法人化	継続 継続		○	○		
認農	■■　■■	61 才	4 名	有	水稲 露地野菜 施設野菜 果樹 養鶏	1．10 2．33 0．05 0．10 ha 180羽	水稲 露地野菜 施設野菜 果樹 養鶏	2．00 2．50 0．05 0．30 ha 300羽	○	6次産業化 低コスト化	継続 継続			○		
認農	■■　■■	40 才	5（4）名	無	露地野菜 施設野菜	3．50 0．13 ha	露地野菜 施設野菜	6．00 0．20 ha	○	低コスト化	21～		○	○		
認農	■■　■	64 才	3（1）名	無	露地野菜 植木・苗木 軟化野菜	0．45 0．25 0．22 ha	露地野菜 植木・苗木 軟化野菜	0．75 0．40 0．40 ha	○	低コスト化	継続					
認農	■■　■	36 才	4（11）名	有	露地野菜 施設野菜 植木・苗木	0．30 0．65 0．53 ha	露地野菜 施設野菜 植木・苗木	0．50 1．00 0．48 ha	○	6次産業化 複合化 低コスト化 法人化 多角化	20～ 16～ 16～ 29 25～		○			
認農	■■　■■	44 才	3（7）名	無	水稲 露地野菜 施設野菜 くわい	0．55 0．42 0．15 0．56 ha	水稲 露地野菜 施設野菜 くわい	0．45 0．62 0．30 0．66 ha	○	高付加価値化 複合化 低コスト化	継続 継続 28～		○	○		
認農	■■　■■	50 才	1（1）名	無	露地野菜	0.13 ha	露地野菜	3.00 ha	○	新規就農	28～		○	○		

属性	経営体（氏名）	経営者・代表者の年齢	構成員（従業員）	後継者の有無	現状〔平成28年度〕		計画〔平成33年度〕		農地中間管理機構からの借入希望の有無	新規就農・6次産業化・高付加価値化・複合化・低コスト化・法人化等の取組		活用が見込まれる施策				備考
					経営内容（作目）	経営規模（ha、頭数等）	経営内容（作目）	経営規模（ha、頭数等）			取組年度	青年就農給付金（開始型）	スーパーL資金の金利負担軽減措置	経営体育成支援事業	その他（　）	
認農	■■　■■	49 才	3 名	無	露地野菜 果樹 しいたけ	2．195 0．300 0．015 ha	露地野菜 果樹 しいたけ	1．835 0．600 0．075 ha		低コスト化	23～					
認農	■■　■■	45 才	4 （12） 名	有	露地野菜 植木・苗木 果樹 （観光農園）	0．20 0．50 3．15 ha	露地野菜 植木・苗木 果樹 （観光農園）	0．20 0．50 4．50 ha	○	6次産業化 高付加価値化 複合化 多角化	25～ 25～ 継続 10～			○		
認農	■■　■	64 才	2 （3） 名	無	露地花卉 施設花卉	1．255 0．225 ha	露地花卉 施設花卉	1．280 0．200 ha		低コスト化 法人化	継続 32					
認農	■■　■■	47 才	3 （1） 名	無	水稲 植木・苗木	1．19 0．76 ha	水稲 露地野菜 植木・苗木	1．19 2．00 0．60 ha	○	低コスト化 法人化	27～ 33		○	○		
認農	■■　■■	53 才	5 名	有	露地野菜 植木・苗木	0．841 1．150 ha	露地野菜 植木・苗木	1．001 1．490 ha		高付加価値化	継続			○		
認農	■■　■■■	65 才	4 名	有	植木・苗木	0.97 ha	植木・苗木	1.60 ha	○	低コスト化	継続			○		
認農	■■　■■	58 才	3 名	有	露地花卉 施設花卉	2．28 0．25 ha	露地花卉 施設花卉	2．28 0．25 ha		低コスト化	継続			○		
認農	■■　■■	46 才	4 （5） 名	無	水稲 露地野菜 植木・苗木 果樹 その他	0．24 0．50 0．80 0．56 0．80 ha	水稲 露地野菜 植木・苗木 果樹 その他	0．24 0．25 0．80 1．35 0．26 ha		6次産業化 高付加価値化 法人化	継続 継続 30					
認就 法 予定	■■■■■■■■■■■（■■　■■）	38 才	1 （1） 名	無	施設野菜	0 ha	施設野菜	0．0285 ha		新規就農 法人化	28～ 28～	○		○		
認就	■■　■■	43 才	2 名	無	露地野菜	0．20 ha	露地野菜	0．62 ha		新規就農	27～	○				
認就	■■　■■	45 才	3 名	有	露地野菜	0．53 ha	露地野菜	1．25 ha		新規就農	28～	○				
認就	■■　■■	27 才	3 （1） 名	無	水稲 施設花卉	0．600 0．186 ha	水稲 施設花卉	0．600 0．300 ha		新規就農	28～	○				
認就	■■　■■	37 才	1 名	無	露地野菜	0．0793 ha	露地野菜	0．3350 ha	○	新規就農	29	○				

属性	経営体（氏名）	経営者・代表者の年齢	構成員（従業員）	後継者の有無	現状〔平成28年度〕		計画〔平成33年度〕		農地中間管理機構からの借入希望の有無	新規就農・6次産業化・高付加価値化・複合化・低コスト化・法人化等の取組		活用が見込まれる施策				備考
					経営内容（作目）	経営規模（ha、頭数等）	経営内容（作目）	経営規模（ha、頭数等）			取組年度	青年就農給付金（開始型）	スーパーL資金の金利負担軽減措置	経営体育成支援事業	その他（　）	
	■■　■	52才	3 （12）名	無	露地野菜 施設野菜	０．６０ ０．２５ ha	露地野菜 施設野菜	０．６５ ０．２５ ha	○	低コスト化	継続			○		
	■■　■■	46才	1 （1）名	無	施設野菜	０．１２ ha	施設野菜	０．２４ ha	○	新規就農	24～					
	■■　■■	67才	3名	有	施設野菜 露地野菜 露地花卉	０．８００ ０．０１５ ０．０１５ ha	施設野菜 露地野菜 露地花卉	０．８３３ ０．０１５ ０．０１５ ha		高付加価値化	継続					
	■■　■■■	49才	2名	無	露地野菜	０．２１３１ ha	露地野菜	１．００００ ha	○	新規就農	28～					
	■■　■	54才	2名	有	露地野菜	０．２４９６ ha	露地野菜 施設野菜 果樹	０．３０００ ０．０５００ ０．１５００ ha	○	新規就農 低コスト化	29 29			○		

【　記載上の注意　】

※　「今後の地域の中心となる経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、法人化や農地利用集積を行うことが確実と見込まれる集落営農、効率的かつ安定的な農業経営になっている経営体な
どの担い手がいれば、当該経営体等の意向を確認した上で位置づけるようにしてください。

※　「属性」には、認定農業者は「認農」、法人は「法」、集落営農は「集」、認定新規就農者は「認就」と記載します。

※　「経営体（氏名）」には、法人経営、集落営農など組織経営体の場合は、その組織経営体の名称を記載し、下段括弧書きで組織経営体の代表者名を記載します。
集落営農の構成員である認定農業者については、その全ての認定農業者の「認農：氏名」を記載します。

※　計画欄については、現状から概ね５年程度を記載する。（以下の計画欄についても同じ。）

※　「新規就農・６次産業化・・・・等の取組」には、経営発展のために今後取り組もうとする内容に合致する取組を選択し記載します。

※　「その他」には、６次産業化支援事業、強い農業づくり交付金（経営資源有効活用対策事業）、耕作放棄地再生利用緊急対策交付金など、活用が見込まれる関連施策がある場合に記載します。

※　「備考」には、活用する県単独事業などの施策の内容、経営発展に向けて取り組む内容で特筆すべき事項等があれば記載します。

2．1から見た地域における担い手の確保状況

担い手は十分確保されている／担い手はいるが十分ではない／担い手がいない

3. 将来の農地利用のあり方

取組事項	対応	
担い手に集積・集約化する	○	相続で農地を取得した場合や農家が高齢となり耕作できなくなった場合など、農地が耕作放棄地になる可能性が高くなる。耕作放棄地防止のためにも、周知を徹底し、農地の出し手の情報を集め、担い手への集積を図る。
担い手の分散錯圃を解消する	○	
新規参入を促進して、新規参入者に集積・集約化する	○	
耕作放棄地を解消する	○	
その他[右欄に自由に記載]		

4. 3についての農地中間管理機構の活用方針

取組事項	対応	
地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける	○	
農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける	○	
担い手の分散錯圃を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける	○	
その他[右欄に自由に記載]		

5. 近い将来農地の出し手となる者と農地 〔国、都道府県に報告する場合は、農業者名を記載しますが、集落・地域で使用する場合は匿名とすることができます。〕

近い将来農地の出し手となる農業者（氏名）	年齢	現状〔平成28年度〕		計画〔平成33年度〕		利用しなくなる農地面積	農地中間管理機構への貸付け希望の有無		
		経営内容（作目）	経営規模の合計（ha、頭数等）	経営内容（作目）	経営規模の合計（ha、頭数等）			農地面積	貸付時期
■■ ■■	88 才	露地野菜・植木	0.692 ha	露地野菜・植木	0.492 ha	0.200 ha	無	ha	
■■ ■■	65 才	無	0.384 ha	無	0 ha	0.384 ha	有	0.384 ha	
■■ ■	63 才	水稲 露地野菜	0.189 0.117 ha	水稲 露地野菜	0 0.106 ha	0.189 ha	有	0.189 ha	
■■ ■■	72 才	水稲	0.109 ha	無	0 ha	0.109 ha	有	0.109 ha	
	才		ha		ha	ha		ha	
	才		ha		ha	ha		ha	

※　筆ごとの具体的な貸付等の計画がある場合は、「別紙：近い将来農地の出し手となる者の農地」に記載します。

6. 今後の地域農業のあり方

今後の地域農業のあり方（地域の中心となる経営体とそれ以外の農業者を含めて）

取組事項	対応	コメント
生産品目の明確化		・中部地域には新規就農の方が多いため、今後は話し合いを通じ地域の担い手の意向を踏まえながら、新規就農の方が就農しやすい地域づくりに取り組む。
複合化		
6次産業化		
高付加価値化		
新規就農の促進	○	
その他［　　］		

別紙：近い将来農地の出し手となる者の農地

近い将来農地の出し手となる者（氏名）	耕地地番	地目	地名、地番、大字、字、集落番号		貸付等の区分（㎡）			貸付等の予定年度	農地中間管理機構への貸付を予定
					貸付	作業委託	売渡		
■■　■■	■■■■	畑	緑区大牧	女躰下	2,000				
■■　■■	■■■■■■	田	浦和区大原	4丁目	558				○
	■■■■■■	田	浦和区大原	4丁目	1,256				○
	■■■■■■	田	浦和区大原	4丁目	1,170				○
	■■■■■■	田	浦和区大原	4丁目	855				○
■■　■	■■■■	田	見沼区膝子	新田	895				○
	■■■■	田	見沼区膝子	新田	998				○
■■　■■	■■■	田	見沼区上山口新田	屋敷	1,091				○

【　記載上の注意　】

※　「５．近い将来農地の出し手となる者」ごとに記載します。

※　国、都道府県に報告する場合は、農業者名を記載しますが、集落・地域で使用する場合は匿名とすることができます。

※　農地利用図の添付は必須ではありません。

（参考様式第1号）

人・農地プラン

市町村名	集落／地域名	当初作成年月	更新年月（1回目）	更新年月（2回目）	更新年月（○回目）
さいたま市	東部地域	平成２７年１２月	平成29年3月		

1. 今後の地域の中心となる経営体（担い手）

属性	経営体（氏名）	経営者・代表者の年齢	構成員（従業員）	後継者の有無	現状〔平成28年度〕		計画〔平成33年度〕		農地中間管理機構からの借入希望の有無	新規就農・6次産業化・高付加価値化・複合化・低コスト化・法人化等の取組		活用が見込まれる施策				備考
					経営内容（作目）	経営規模（ha、頭数等）	経営内容（作目）	経営規模（ha、頭数等）			取組年度	青年就農給付金（開始型）	スーパーL資金の金利負担軽減措置	経営体育成支援事業	その他（　）	
認農法	■■■■■■■■（■■　■■）	66 才	4（25）名	有	露地野菜 施設野菜 くわい	２．００ ０．８０ ０．５０ ha	露地野菜 施設野菜 くわい	４．００ ０．８０ ０．５０ ha	○	低コスト化 法人化	継続 継続		○	○		
認農	■■　■■	59 才	4（7）名	有	水稲 施設野菜 くわい	３．８７ ０．１１ ０．４５ ha	水稲 施設野菜 くわい	３．８７ ０．１１ ０．４５ ha	○	６次産業化 低コスト化	28～ 28～		○	○		
認農	■■　■	53 才	5（8）名	有	水稲	１．１３ ha	水稲 施設野菜	４．４４ ０．５０ ha	○	複合化 低コスト化	26～ 27～					
認農	■■　■	45 才	5（32）名	無	水稲 露地野菜 施設野菜	１．２０ １．５０ １．７０ ha	水稲 露地野菜 施設野菜	１．２０ ５．００ ２．００ ha	○	６次産業化 低コスト化 法人化	継続 継続 継続			○		
認農	■■　■	57 才	2（1）名	無	水稲 露地野菜 (市民農園) 施設野菜 （観光農園）	０．２５ ０．０５ ０．３５ ha	水稲 露地野菜 (市民農園) 施設野菜 （観光農園）	３．００ ０．２０ ０．３５ ha	○	６次産業化 複合化 低コスト化	30 27～ 継続		○	○		
認農	■■　■	60 才	2 名	無	水稲	２．６４ ha	水稲	１０．００ ha	○	高付加価値化 低コスト化	29 28～					
認農	■■　■■	52 才	2（7）名	無	施設野菜	０．３５ ha	施設野菜	０．３５ ha	○	高付加価値化 低コスト化	33 33					
認農	■■　■■	68 才	3（8）名	無	水稲 施設野菜 （観光農園） くわい	１．１３ ０．１５ ０．２２ ha	水稲 施設野菜 （観光農園） くわい	１．５０ ０．１５ ０．４０ ha		低コスト化 多角化	継続 19～			○		
認農	■■　■■	66 才	2（3）名	無	水稲 露地野菜 くわい	２．１０ ０．０８ ０．１３ ha	水稲 露地野菜 （市民農園） くわい	２．５０ ０．１０ ０．１５ ha		高付加価値化	24～			○	○	

属性	経営体（氏名）	経営者・代表者の年齢	構成員（従業員）	後継者の有無	現状〔平成28年度〕		計画〔平成33年度〕		農地中間管理機構からの借入希望の有無	新規就農・6次産業化・高付加価値化・複合化・低コスト化・法人化等の取組		活用が見込まれる施策				備考
					経営内容（作目）	経営規模（ha、頭数等）	経営内容（作目）	経営規模（ha、頭数等）			取組年度	青年就農給付金（開始型）	スーパーL資金の金利負担軽減措置	経営体育成支援事業	その他（　）	
認農	■■ ■■ ■■ ■■ ■■ ■■	51 51 76 才	4 名	無	水稲 露地野菜	7．396 0．805 ha	水稲 露地野菜	10．00 0．245 ha	○	高付加価値化 低コスト化	29 29		○	○		
認農	■■ ■■	61 才	4 名	有	水稲 露地野菜 施設野菜	0．91 0．64 0．17 ha	水稲 露地野菜 施設野菜	0．91 0．64 0．17 ha	○	高付加価値化 低コスト化	29 29		○	○		
認農	■■ ■ ■■ ■■	56 28 才	3 名	有	水稲 露地野菜 施設野菜	0．825 0．480 0．280 ha	水稲 露地野菜 施設野菜	0．825 0．450 0．310 ha		高付加価値化	30		○			
認農	■■ ■	42 才	4 （5） 名	無	水稲 施設花卉 その他	0．45 0．29 0．27 ha	水稲 施設花卉 その他	0．45 0．29 0．27 ha		高付加価値化 低コスト化	29 継続					
認農	■■ ■■	46 才	3 名	無	水稲 植木・苗木	0．90 1．52 ha	水稲 植木・苗木	0．90 2．82 ha	○	低コスト化	継続		○	○	○	
認農	■■ ■■	48 才	3 （12） 名	有	水稲 施設野菜	0．72 1．24 ha	水稲 施設野菜	0．72 1．50 ha		高付加価値化 低コスト化 法人化	継続 継続 継続			○		
認農	■■ ■■	48 才	4 名	有	植木・苗木	0．647 ha	植木・苗木	2．547 ha		高付加価値化	継続					
認農	■■ ■	60 才	3 （11） 名	有	水稲 露地野菜 施設野菜	1．77 0．65 0．50 ha	水稲 露地野菜 施設野菜	1．77 1．00 0．75 ha		高付加価値化 低コスト化	継続 継続			○		
認農	■■ ■■	40 才	5 （14） 名	無	水稲 露地野菜 施設野菜	1．17 0．30 0．70 ha	水稲 露地野菜 施設野菜	1．17 0．37 0．78 ha		低コスト化 法人化	継続 継続					
	■■ ■■	37 才	4 （4） 名	無	水稲 露地野菜 施設花卉	0．50 1．00 0．40 ha	水稲 露地野菜 施設花卉	0．50 5．00 0．60 ha	○	高付加価値化 低コスト化 法人化	17～ 17～ 32		○	○		

【　記載上の注意　】

※　「今後の地域の中心となる経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、法人化や農地利用集積を行うことが確実と見込まれる集落営農、効率的かつ安定的な農業経営になっている経営体な
　どの担い手がいれば、当該経営体等の意向を確認した上で位置づけるようにしてください。

※　「属性」には、認定農業者は「認農」、法人は「法」、集落営農は「集」、認定新規就農者は「認就」と記載します。

※　「経営体（氏名）」には、法人経営、集落営農など組織経営体の場合は、その組織経営体の名称を記載し、下段括弧書きで組織経営体の代表者名を記載します。
　　集落営農の構成員である認定農業者については、その全ての認定農業者の「認農：氏名」を記載します。

※　計画欄については、現状から概ね５年程度を記載する。（以下の計画欄についても同じ。）

※　「新規就農・６次産業化・・・・等の取組」には、経営発展のために今後取り組もうとする内容に合致する取組を選択し記載します。

※　「その他」には、６次産業化支援事業、強い農業づくり交付金（経営資源有効活用対策事業）、耕作放棄地再生利用緊急対策交付金など、活用が見込まれる関連施策がある場合に記載します。

※　「備考」には、活用する県単独事業などの施策の内容、経営発展に向けて取り組む内容で特筆すべき事項等があれば記載します。

2．1から見た地域における担い手の確保状況

担い手は十分確保されている／担い手はいるが十分ではない／担い手がいない

3. 将来の農地利用のあり方

取組事項	対応	
担い手に集積・集約化する	○	相続で農地を取得した場合や農家が高齢となり耕作できなくなった場合など、農地が耕作放棄地になる可能性が高くなる。耕作放棄地防止のためにも、周知を徹底し、農地の出し手の情報を集め、担い手への集積を図る。
担い手の分散錯圃を解消する	○	
新規参入を促進して、新規参入者に集積・集約化する	○	
耕作放棄地を解消する	○	
その他[右欄に自由に記載]		

4. 3についての農地中間管理機構の活用方針

取組事項	対応	
地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける	○	
農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける	○	
担い手の分散錯圃を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける	○	
その他[右欄に自由に記載]		

5. 近い将来農地の出し手となる者と農地 〔国、都道府県に報告する場合は、農業者名を記載しますが、集落・地域で使用する場合は匿名とすることができます。〕

近い将来農地の出し手となる農業者（氏名）	年齢	現状〔平成28年度〕		計画〔平成33年度〕		利用しなくなる農地面積	農地中間管理機構への貸付け希望の有無		
		経営内容（作目）	経営規模の合計（ha、頭数等）	経営内容（作目）	経営規模の合計（ha、頭数等）			農地面積	貸付時期
■■　■■	57 才	植木	0.116 ha	無	0 ha	0.116 ha	有	0.116 ha	
■■　■■	69 才	水稲 露地野菜	0.293 0.186 ha	水稲 露地野菜	0.168 0.186 ha	0.125 ha	有	0.125 ha	
■■　■■	70 才	無	0.302 ha	無	0 ha	0.302 ha	有	0.302 ha	
■■　■■	75 才	水稲 露地野菜	1.617 1.145 ha	水稲 露地野菜	1.122 0.438 ha	1.202 ha	有	1.202 ha	
	才		ha		ha	ha		ha	

※　筆ごとの具体的な貸付等の計画がある場合は、「別紙：近い将来農地の出し手となる者の農地」に記載します。

6. 今後の地域農業のあり方

今後の地域農業のあり方（地域の中心となる経営体とそれ以外の農業者を含めて）

取組事項	対応	コメント
生産品目の明確化		・JA南彩岩槻農産物集出荷場の建設と併せて、環境保全型農業への取組を進め、野菜の高付加価値化を目指す。 ・水稲についても、蓮華米など環境に優しい農業を推進していく。 ・更なる高付加価値化を進めるための新しい取組を検討する。
複合化		
6次産業化		
高付加価値化	○	
新規就農の促進		
その他［　　］		

別紙：近い将来農地の出し手となる者の農地

近い将来農地の出し手となる者（氏名）	耕地地番	地目	地名、地番、大字、字、集落番号		貸付等の区分（㎡）			貸付等の予定年度	農地中間管理機構への貸付を予定
					貸付	作業委託	売渡		
■■　■■	■■■■■	畑	岩槻区鹿室	中宿	377				○
	■■■■■	畑	岩槻区鹿室	中宿	783				○
■■　■■	■■■■■	田	岩槻区横根	上平沼	1,226				○
	■■■■■	田	岩槻区横根	上平沼	29				○
■■　■■	■■■■■	畑	岩槻区長宮		1,586				○
	■■■	畑	岩槻区長宮		406				○
	■■■■■	畑	岩槻区長宮		240				○
	■■■■■	畑	岩槻区長宮		400				○
	■■■	畑	岩槻区長宮		383				○
■■　■■	■■■	田	岩槻区横根	上組	545				○
	■■■	田	岩槻区横根	上組	575				○
	■■■	田	岩槻区横根	上組	1,120				○
	■■■	田	岩槻区横根	上組	1,041				○
	■■■	田	岩槻区横根	上組	651				○
	■■■	田	岩槻区横根	上組	651				○
	■■■	田	岩槻区横根	上組	370				○
	■■■■■	畑	岩槻区横根	上組	639				○
	■■■	畑	岩槻区横根	上組	842				○
	■■■	畑	岩槻区横根	上組	412				○
	■■■■■	畑	岩槻区横根	上組	915				○
	■■■■■	畑	岩槻区横根	上組	220				○
	■■■	畑	岩槻区横根	上組	902				○
	■■■	畑	岩槻区横根	上組	687				○
	■■■■■	畑	岩槻区横根	上組	528				○
	■■■	畑	岩槻区横根	上組	882				○
	■■■■	畑	岩槻区浮谷	捻橋	786				○
	■■■■	畑	岩槻区浮谷	捻橋	254				○

【　記載上の注意　】
※　「５．近い将来農地の出し手となる者」ごとに記載します。
※　国、都道府県に報告する場合は、農業者名を記載しますが、集落・地域で使用する場合は匿名とすることができます。

※　農地利用図の添付は必須ではありません。

人・農地プラン(案)比較表

参考資料 1

項目		西部地域	中部地域	東部地域	変更点
1. 今後の地域の中心となる経営体(担い手)		8名	25名	19名	西部　2名増 中部　9名増 東部　5名増1名減
2. 1から見た地域における担い手の確保状況		担い手はいるが十分ではない	担い手はいるが十分ではない	担い手はいるが十分ではない	
3. 将来の農地利用のあり方					
	担い手に集積・集約化する	○	○	○	
	担い手の分散錯圃を解消する	○	○	○	
	新規参入を促進して、新規参入者に集積・集約化する	○	○	○	
	耕作放棄地を解消する	○	○	○	
	その他[自由に記載]	相続で農地を取得した場合や農家が高齢となり耕作できなくなった場合など、農地が耕作放棄地になる可能性が高くなる。耕作放棄地防止のためにも、周知を徹底し、農地の出し手の情報を集め、担い手への集積を図る。	相続で農地を取得した場合や農家が高齢となり耕作できなくなった場合など、農地が耕作放棄地になる可能性が高くなる。耕作放棄地防止のためにも、周知を徹底し、農地の出し手の情報を集め、担い手への集積を図る。	相続で農地を取得した場合や農家が高齢となり耕作できなくなった場合など、農地が耕作放棄地になる可能性が高くなる。耕作放棄地防止のためにも、周知を徹底し、農地の出し手の情報を集め、担い手への集積を図る。	
4. 3についての農地中間管理機構の活用方針					
	地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける	－	○	○	
	農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける	－	○	○	
	担い手の分散錯圃を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける	－	○	○	
	その他[自由に記載]	今後、地域の話合いを進め、農地中間管理機構を積極的に活用する意向が強まったら、上記事項へ○をつけていく。	－	－	
5. 近い将来農地の出し手となる者と農地					
	出し手となる者	5名	4名	4名	西部　4名増1名減 中部　1名増1名減 東部　3名増
	利用しなくなる農地面積(ha)合計	0.882	0.882	1.745	西部　0.559ha増 中部　0.371ha減 東部　1.620ha増
6. 今後の地域農業のあり方					
	取組事項	－	－	－	
	生産品目の明確化	－	－	－	
	複合化	－	－	－	
	6次産業化	－	－	－	
	高付加価値化	－	－	○	
	新規就農の促進	－	○	－	
	その他	○	－	－	
	コメント	・直売所や公共施設での農産物の販売など、販路拡大を目指す。 ・農地の活用方法として市民農園についても検討を行う。	・中部地域には新規就農の方が多いため、今後は話し合いを通じ地域の担い手の意向を踏まえながら、新規就農の方が就農しやすい地域づくりに取り組む。	・JA南彩岩槻農産物集出荷場の建設と併せて、環境保全型農業への取組を進め、野菜の高付加価値化を目指す。 ・水稲についても、蓮華米など環境に優しい農業を推進していく。 ・更なる高付加価値化を進めるための新しい取組を検討する。	東部地域にて追加 ・更なる高付加価値化を進めるための新しい取組を検討する。

人・農地プラン審議会用基礎データ

	西部地域 【西区、桜区】	中部地域 【北区、大宮、見沼、中央、浦和、南、緑区】	東部地域 【岩槻区】	市全体
担い手状況（※１）	認定農業者 ２８名 ２３経営体 (西　区　２１/１８) (桜　区　７/５) 新規就農者 ２名 （うち、認定新規就農者１名）	認定農業者 １００名 ８８経営体 (見沼区　５０/３９) (緑　区　４０/３９) (北　区　5/5) (南　区　４/４) (中央区　１/１) 新規就農者 １３名 （うち、認定新規就農者６名、就農希望者１名）	認定農業者 ９６名 ７８経営体 新規就農者 ３名 （うち、認定新規就農者１名）	認定農業者 ２２３名 １８９経営体 新規就農者 １８名 （うち、認定新規就農者８名、就農希望者１名）
主な作付品目	水稲（早場米） 果樹（なし、ぶどう） 野菜	植木・苗木 花き、野菜 果樹（ブルーベリー、なし、ぶどう） チコリー、紅赤いも	水稲 くわい 葉物（こまつな、山東な等）	
経営耕地面積（※２）	528ha (西　404　桜　124)	860ha (見沼 395　緑　359) (北　37　南　30) (中央 18　大宮　14) (浦和　7)	971ha	2,359ha
総農家数（※２）	845 戸 (西　602　桜　243)	1,750 戸 (見沼 689　緑 658) (北　139　南 112) (大宮　58　中央　53) (浦和　41)	1,133 戸	3,728 戸
地域の特徴	・水稲がメイン ・農家レストラン、観光農園がある	・直売がメイン ・観光農園、市民農園が多い ・見沼田圃は、景観面でも保全が求められている	・葉物野菜の産地 ・市場出荷が多い	

※１　平成 29 年度地域の話合い案内通知発送時点（平成 29 年６月中旬）
　　認定農業者、認定新規就農者は認定が見込まれる者も含む

※２　さいたま市の農業（P.10）より抜粋
　　（元データ：２０１５年農林業センサス統計報告書・埼玉県の農林業の概況）

参考資料３

地域の話合い
議事録

人・農地プランの見直しに向けた地域の話合い

議事録（西部地域）

１．日時

平成２９年７月２８日（金）１４：００～１６：３０

２．場所

西区役所　大会議室

３．出席者

区分	人数
農業者（農業委員、農地利用最適化推進員、認定農業者、認定新規就農者等）	１８名
農地台帳調査による参加者（農地の出し手、兼業農家等）	７名
さいたま農業協同組合	４名
農地中間管理機構（埼玉県農林公社）	１名
さいたま農林振興センター	１名
さいたま市農業委員会事務局	１名
さいたま市農業環境整備課	２名
さいたま市農業政策課	６名
合計	４０名

４．制度説明

農地中間管理事業及びさいたま市農地流動化支援事業費協力金について資料に沿って説明を行った。

【補足説明】

（１）農地中間管理事業について（資料１）　（説明　農地中間管理機構）

スライド番号　２

農地中間管理事業は貸し手の意向を聴き貸し借りを進めるので、現在１０筆所有していて、２筆は自分でやりたいという場合は、８筆のみを近隣の人へ貸し付けられるように対応する。

貸付期間は機構集積協力金等（※資料２（追加資料）参照）の制度の関係もあり基本的には１０年でお願いしているが、近年は、受け手も高齢なのでその期間中に耕作できなくなった場合でも農地中間管理機構（以下、機構）で２年間は草刈り程度の管理を行い、賃料の設定があれば機構が引き続き支払う。機構で管理している期間中に次の借り手を近隣の農業者から探すという体制をとっている。現在、農地中間管理事業が始まり３年目

だが、2 年間の間に借り手が見つからないということは、これまでにはない。地域の地権者と農業者の関係等にトラブルが生じないよう、借り手を探すときはできるだけ近隣の方から探すように配慮している。

スライド番号　5

要望に応じ､借受希望者は今年度５月よりいつでも受け付けられるようにし、有効期限も５年に延長した。

自身で機構に貸し付けた土地を自身で耕作することもできる。そうすることで、機構が管理する農地として把握することが可能になる。もし、本人が耕作できなくなった場合、２年間は機構が管理し、賃料があれば機構より支払う。自身で耕作している場合でも、保険として機構に貸し付けておくことで、万が一耕作できなくなった場合に次の方に貸付しやすくなる。他地域では 10ha 耕作していた方が亡くなってしまったことがあり、この時は農地中間管理事業を利用していたため､比較的スムーズに次の受け手への貸し付けを行うことができた。自身での耕作ができなくなる前に、ぜひ機構への貸し付けを検討してほしい。

【質疑応答】

①耕作する面積は増えているが点在しており、作業時間の短縮が難しい。農地を集積したいが、このあたりは農業振興地域とそうでないところが混在していて農地中間管理事業での集積が難しいのではないか？

> 農地中間管理事業は法律上、農業振興地域が対象となっているため、混在している地域では活用が難しい。そのような場合、必ずしも農地中間管理事業を利用しなければならないというわけではなく、その他の貸し借りの制度によって集積が進められればと思う。（農業政策課）

②西区、桜区の水田地域などでは、農地中間管理事業の活用が考えられるが、何か事例はないか？

> 地域の中の一部分でも、ある程度集約できる体制があると事業が実施しやすくなる。実際、相対で貸し借りしていてある程度まとめられる見込みがある地域で事業を活用した事例がある。（農地中間管理機構）

③集約のオペレートは機構がしてくれるのか？貸したい人と借りたい人がいて、誰がどこを借りるのかとか、何年後かに空く農地はまたこの人に貸してといった操作は機構がやってくれるのか？集約した状態にしてから受け手に声をかけて貸してくれるのか？

> 地域の話合いが本来ならマッチングの場となる。この中でここの農地をこの人に貸すといったことを話し合う。今は西区と桜区といった広い範囲だが、実際にはもっと狭いエリアで話し合う。（農地中間管理機構）
>
> （資料１スライド２枚目参照）上の図の□全体が１つの集落で一つ一つ

の□が耕地というイメージである。本来であれば１つの集落で話し合うものだが、さいたま市は広いのでなかなか難しい。まずは、皆さんのアイディアが基本になり、その考えを市が吸い上げる。先ほど話が出た、どういう作り手が地域にいるか、「もうできないからやってくれないか？」「じゃあ、俺がやろう」といった集落で担い手や出し手から出た情報を市が集める。その情報を機構に提供する。その結果、機構では貸したい農地の近くの担い手に声をかけ、話し合いを行う。本格的にやる場合は、その地域の主だった人、最初はどうしてもサラリーマンの方などは参加が難しいので農業者の方が中心となるが、その人たちを集めて話合いを行う。地権者の説明会には担い手も呼んで制度の説明をしていく。（さいたま農林振興センター）

④借り手がいない状態で農業からリタイアする人が機構に預けることはできるのか？借り手がいなければ預からないとなると結局荒れ放題になってしまうのではないか？

機構では現在耕作されているところを借り受ける。この先、１、２年で耕作できなくなる場合でも現在耕作しているなら借り受けることができる。ただし、最初から耕作されていない農地、遊休農地のようなところでは、次の借り手を見つけることが難しいため、借り受けることはできない。（農地中間管理機構）

⑤農地中間管理事業では、近隣の人から借り手を探すということだが、やりたくても機械が古かったり人手がなかったりで、借りる方も営農を続けることが難しいことがある。近隣の人も受け入れが難しいのではないか？

貸し付ける際には、所有する農業機械なども確認し耕作できる人に貸し付けている。隣の人が難しければ、さらにその隣の人という形でだんだん範囲を広げて探している。できない方に無理にやってもらうことはなく、できる人が見つかるまで範囲を広げて借り手を探すことになる。（農地中間管理機構）

⑥機構が農地中間管理事業で借り受けた農地で、借り手が見つからない場合どうなるのか？水田は１年でもしないと荒れてしまう。

機構が農地中間管理事業で借り受けた農地については、２年間は草刈り程度の管理を行う。管理費はかからず、むしろ、賃料が設定されていれば、機構より賃料が支払われる。なので、保険として自身で耕作する場合も機構に貸し付けることを勧めている。もし、近隣で全く借り手がいなければ、市外で探すということになり、それでもいなければ企業ということも考えられる。今後はわからないが、今のところ２年間で借り手が見つからなかったということはない。（農地中間管理機構）

（２）さいたま市農地流動化支援事業費協力金について
（資料２・資料２（追加資料））　（説明　農業政策課）

申請期間
平成２９年５月１日～１２月３１日の貸し付けについては、翌年の１月４日～３月２０日までに申請すること。（対象者へは農業政策課より通知をする）

【質疑応答】
特になし

５．地域の話合い（資料３・資料４）
（１）今後の地域の中心となる経営体　（資料３（１枚目））
今回、今後の地域の中心となる経営体への位置づけ希望者を調査した結果、認定農業者等より８名（前年度比２名増）の方が手を挙げた。この８名については、人・農地プランの今後の地域の中心となる経営体として位置づけることについて、地域の合意を得られた。なお、新規就農者から今後の抱負を一言発言いただいた。

【補足説明】
属性について（一覧の一番左の列）
「認農」…認定農業者　※１
「認就」…認定新規就農者　※２
「認定予定」…現在認定の申請を受け、今後認定される見込みの方

※１　認定農業者とは？
農業経営基盤強化促進法に基づき、意欲ある農業者が自らの経営を計画的に改善するために作成した「農業経営改善計画」（５年後の経営目標）をさいたま市へ提出し、その計画の認定を受けた農業者を「認定農業者」という。認定の際には、「農業経営改善計画」がさいたま市で定めた農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想（以下、基本構想）に照らし適切なものであること等の要件がある。（基本構想による経営目標水準：年間農業所得が主たる農業従事者１人当たり５６０万円程度、年間労働時間が主たる農業従事者１人当たり１，８００時間程度）

※２　認定新規就農者とは？
農業経営基盤強化促進法に基づき、新たに農業経営を営もうとする青年等（原則１８歳以上４５歳未満）が作成した「青年等就農計画」をさいたま市へ提出し、その計画の認定を受けた者を「認定新規就農者」という。認定の際には、「青年等就農計画」が基本構想に照らし適切なものである

こと等の要件がある。（基本構想による経営目標水準：年間農業所得が主たる農業従事者１人当たり２５０万円程度、年間労働時間が主たる農業従事者１人当たり１，８００時間程度）

【質疑意見等】

①認定農業者になれば、農地を買うことができるのか？

農地を購入するための条件ではない。（農業政策課）

②親が農業をやっている場合、これから親元で就農する子どもを担い手として位置付けることはできるか？

他地域には、認定農業者の方で家族経営協定を結び、家族で位置づけを受けている方もいる。一覧（人・農地プラン様式）に載ること自体は認定農業者である必要はない。（農業政策課）

③人・農地プランで担い手として位置付けられる最低条件は？

明確な条件はないが、人・農地プラン様式の「１．今後の地域の中心となる経営体」の下の「記載上の注意」を参照してほしい。（農業政策課）

（２）担い手の確保状況　（資料３（１枚目））

地域の担い手の確保状況については、８名の位置づけ希望者がいたものの、西部地域全体でみると、担い手はいるが十分ではないが適当とすることに対し、出席者からの反対意見はなかった。

【質疑意見等】

①ここでいう担い手とは何か？市の募集で希望し、一覧に載ると担い手になるのか？他にも認定農業者が多くいると思うが、その人たちは位置づけを希望していないということか？

この一覧（人・農地プラン様式）でいう担い手は、お見込みの通り、認定農業者や新規就農者など市で把握している農業者の方に通知を送り希望を伺い、人・農地プランの今後の中心となる経営体として位置づけを希望された方を担い手として位置付けている。あくまでこれは人・農地プランの中の担い手ということになる。おっしゃる通り地域には、他にも認定農業者の方はいるので、今後一覧に載る方が増えるようにと考えている。 認定農業者以外にも今後規模拡大を目指すような農業者の中で位置づけを希望される方がいたら、随時募集を行うので手を挙げていただきたい。（農業政策課）

②農地中間管理事業と人・農地プランの関連はないのか？

国としては担い手への地域の農地の集積を目指している。人・農地プランの地域の話合いでは、「１．今後の地域の中心となる経営体」で位置づけを受けた担い手と「５．近い将来農地の出し手となる者と農地」で記載される農地の出し手のマッチングまで行えることが理想であり、その際の集積を行うための手段の１つが農地中間管理事業である。土地の貸し借りの方法はいくつかあるので、必ずしも農地中間管理事業を利用しなければならないというわけではないが、できるだけ農地中間管理事業を活用してほしいというのが国の方針である。（農業政策課）

③最終的に人・農地プランの地域の話合いでマッチングまで行うということは、この一覧（人・農地プランの様式）に載っていない人の中には、一覧に載せた方がいい人がかなりいるということか？

もちろん認定農業者も増やす必要があるし、この一覧に載せる方も増やす必要がある。また、農地中間管理事業では機構が貸し付ける相手を選択することができ、人・農地プランに位置づけられた方については、その際に優先順位が上がることになる。今後規模拡大し農業を頑張っていくという方については、位置づけられることをお勧めする。（農業政策課）

地域の話合いは、今後担い手をどう確保するかということを話し合う場であり、本来であれば担い手に位置づける人は自薦、他薦問わない。例えば、担い手がいないところでは企業に参入してもらうとか、地域の話合いは、誰を担い手にするかを考える場である。さいたま市はエリアが広くなかなか個別に把握していくことが難しいので、ぜひ地域の中心となる経営体として思い当たるような方がいたら、地域の皆さんから声をかけてほしい。（さいたま農林振興センター）

④認定農業者を増やしたいという話だが、５年後の目標が達成できず、認定農業者から切られたと聞いた。たまたま、借りられる農地がなく目標達成ができなかったなどの事情があると思うのだがどうなのか？

さいたま市では、５年間の認定期間が過ぎたら継続するか意向を確認し、再度認定できるよう対応している。こちらから目標が達成されないことを理由に認定を切るということはないのでご安心いただきたい。（農業政策課）

⑤認定農業者のメリットを明確にしてほしい。また、逆にデメリットはあるのか？

農業経営改善計画の５年後の経営目標が達成できたから何をすると

か、達成できないと何かしなければならないとか、デメリットは特にない。メリットとしては、現在の経営状況の明確化ができるということがある。また、認定農業者であれば利子が低くなるといった融資制度もある。様々な国の補助制度で認定農業者でないと利用できないものもある。５年間の経営改善の計画の中で必要となる施設や機械を購入する際には、さいたま市の補助制度の利用が可能である。もし、今後、規模拡大して農業所得の向上を目指す方がいれば、認定農業者の制度について周知していただきたい。（農業政策課）

⑥西区と桜区の認定農業者数は？

今年の７月中旬で西区と桜区あわせて２７名である。（農業政策課）
（西区２０名、桜区７名）

（３）近い将来農地の出し手となる者と農地（資料３（２、３枚目）・資料４）

資料４は、貸付意向申出書が提出された農地の一覧となっており、農業政策課で出したい農地として把握しているものである。この中の農地の出し手のうち希望された方について、資料３の一覧に掲載する予定である。

なお、資料４については、同様の内容を、農業政策課のＨＰに掲載する予定となっているので、今後農地を探している方がいる場合には、積極的にご紹介いただきたい。また、資料４に記載の農地についてさらに詳しい情報（地番等）については、農業政策課へお問い合わせいただきたい。

【補足説明】

桜区在家の管理番号１０、１１、１２については貸付意向の取り下げ連絡があったため削除していただきたい。

【質疑意見等】

①農地の出し手になりたい場合はどうしたらいいのか？

市に貸付意向申出書を提出いただければと思う。（農業政策課）

農地中間管理事業については、農協にも貸付意向申出書やパンフレットがある。また、支店の担当者でわからないようであれば本店より出向いて対応させてもらう。（さいたま農業協同組合）

（４）将来の農地利用のあり方

【取組事項】
担い手に集積・集約化する
担い手の分散錯圃を解消する
新規参入を促進して、新規参入者に集積・集約化する
耕作放棄地を解消する

将来の農地利用のあり方について、昨年度と同じ全ての取組事項に○をつけることに対し、出席者からの反対意見はなかった。また、内容について特に意見はなかった。

（５）農地中間管理機構の活用方針

【取組事項】
農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける
農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける
担い手の分散錯圃を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける

農地中間管理機構の活用方針については、今後地域での活用への意向が深まってから○をつけることとし、今回もその他に○をつけることで出席者からの反対意見はなかった。

【質疑意見等】
①耕作できない土地はこれまで助け合ってやってきた。貸付だけでなく買うという方法もある。担い手に対してメリットをもっと用意した方が耕作放棄地の解消になると思う。

②農水省の政策では農地中間管理事業を進めないところは、お金の面で苦労することになる。予算も農地中間管理事業の利用率で順位付けされており、埼玉県は都市部で低く、補助率が低くなっている。そういう意味では、原則という形で旗を掲げてもいいのではないかと思う。（さいたま農林振興センター）

（６）今後の地域農業のあり方

【取組事項】
生産品目の明確化・複合化・６次産業化
高付加価値化・新規就農の促進

今後の地域農業のあり方については、引き続きその他（販路拡大・市民農園）に○をつけることで、出席者からの反対意見はなかった。

【質疑意見等】
①市民農園、観光農園等、一度観光農園を考えたが、駐車場やトイレ、休憩所などが必要なのだが、農地には作れない。観光農園を進めるわりには、規制が多く難しい。市民農園や観光農園を進めるのであれば、

もう少し柔軟にならないのか？手続きが難しく、時間がかかるので、やりたくてもできない方もいるのでなんとかならないか？

農業用施設であれば建てることができる。建物の造作や大きさによるが、農地法や開発許可などもあるので、個別に対応していくことになる。多くの手続きがあるので難しいが、絶対できないわけではない。（農業委員会事務局） 手続きは必要となるのでご理解いただきたい。（農業政策課）

②市民農園と観光農園は違うのか？

市民農園とは、レクリエーションとして、自家用野菜・花の栽培、高齢者の生きがいづくり、生徒・児童の体験学習などの多様な目的で、小面積の農地を利用して野菜や花を育てるための農園のこと。 観光農園とは、農業者が、観光客等に、生産した農産物の収穫等の一部農作業を体験させて代金を得る農園のこと。（さいたま市農業振興ビジョン用語解説より） 市民農園は３つの開設方式（市民農園整備促進法による開設方式、特定農地貸付法による開設方式、農園利用方式）がある。観光農園にしても市民農園にしてもトイレや休憩所の課題がある。（農業政策課）

③これからの農業の活性化を考えると課題はあるが各項目に対応とし、農業政策課に進めていってほしい。

取組事項は地域の話し合いで決めることなので参加者からの意見があれば全項目に〇を付けるということも可能で、行政も協力していく。市がどうするというのではなく、あくまで地域の皆さんが今後の方向性について話合う場なので、今のご意見に対して皆さんに賛同してもらえれば項目に〇をつける。（農業政策課）

（７）地区単位の地域の話合いについて（資料５）　（説明　農業政策課）

資料に沿って説明を行った。

【補足説明】

（資料５　表面参照）担い手として人・農地プランに位置づけるためには、手順として、まず、今回開催している地域の話合いで地域の方に同意をいただき、その次に関係機関や農業者代表などで構成される都市農業審議会での審議を経て市で決定するという３つの手順が必要となる。

しかしながら、現状では地域の話合いが年１回開催となっているため、例年７月に開催される地域の話合い以降に、追加で担い手として位置づけ希望があった場合、翌年度まで待っていただく必要があった。昨年度の地域の話合いでもこの点についてご意見をいただいたため、今年度より追加で位置づ

け希望があった場合、市内を２８地区に分割した農地利用最適化推進委員の地区を単位とする地域の話合い（位置づけ希望者の農地のある地区が対象）を行うことで対応していく。（現在行われている地域の話合いとの相違点については資料５裏面を参照）

新たに担い手としての位置づけを希望する方がいた場合に柔軟に対応するための方法となっているので、ご協力いただきたい。

【質疑意見等】

①ここでいう担い手は、人・農地プランの担い手とういことか？さいたま市では、他にも担い手と呼んでいるものがあるが、それは全く別のものなのか？

ここでいう担い手は、人・農地プランに位置づけられる担い手ということである。他地域でも年度の途中で位置づけを受けたいという方がいる。特に認定新規就農者の給付金を受ける際には、人・農地プランの担い手に位置づけられている必要があるので、必要となったときに地域の話し合いができるよう対応したい。農業委員や農地利用最適化推進委員の皆様には、そういった地域の情報が集まりやすいと思うので、地域で担い手の位置づけ希望の方がいるという話がありましたら、農業政策課へ連絡をお願いしたい。（農業政策課）

国でいう担い手は認定農業者や認定新規就農者、集落営農組織だが、人・農地プランでいう担い手はこれと必ずしも一致しなくてもいいとなっている。地域で手を挙げた人で、これからこの人たちに農地を集積しようとなれば、その人が地域の中心となる担い手となる。行政としては、認定農業者の多くの方に人・農地プランの担い手になっていただければと考えている。（さいたま農林振興センター）

人・農地プランの見直しに向けた地域の話合い

議事録（中部地域）

１．日時

平成２９年７月２５日（火）１４：００～１６：３０

２．場所

見沼グリーンセンター　大会議室

３．出席者

区分	人数
農業者（農業委員、農地利用最適化推進員、認定農業者、認定新規就農者等）	２９名
農地台帳調査による参加者（農地の出し手、兼業農家等）	６名
農地の出し手	２名
さいたま農業協同組合	４名
農地中間管理機構（埼玉県農林公社）	１名
さいたま農林振興センター	２名
さいたま市農業委員会事務局	１名
さいたま市農業環境整備課	２名
さいたま市農業政策課	７名
合計	５４名

４．制度説明

農地中間管理事業及びさいたま市農地流動化支援事業費協力金について資料に沿って説明を行った。

【補足説明】

（１）農地中間管理事業について（資料１）　（説明　農地中間管理機構）

スライド番号　２

農地中間管理事業は貸し手の意向を聴き貸し借りを進めるので、現在１０筆所有していて、２筆は自分でやりたいという場合は、８筆のみを近隣の人へ貸し付けられるように対応する。

貸付期間は機構集積協力金等（※資料２（追加資料）参照）の制度の関係もあり基本的には１０年でお願いしているが、近年は、受け手も高齢なのでその期間中に耕作できなくなった場合でも農地中間管理機構（以下、機構）で２年間は草刈り程度の管理を行い、賃料の設定があれば機構が引き続き支払う。機構で管理している期間中に次の借り手を近隣の農業者か

ら探すという体制をとっている。現在、農地中間管理事業が始まり３年目だが、2 年間の間に借り手が見つからないということは、これまでにはない。地域の地権者と農業者の関係等にトラブルが生じないよう、借り手を探すときはできるだけ近隣の方から探すように配慮している。

スライド番号　5

要望に応じ、借受希望者は今年度５月よりいつでも受け付けられるようにし、有効期限も５年に延長した。

自身で機構に貸し付けた土地を自身で耕作することもできる。そうすることで、機構が管理する農地として把握することが可能になる。もし、本人が耕作できなくなった場合、２年間は機構が管理し、賃料があれば機構より支払う。自身で耕作している場合でも、保険として機構に貸し付けておくことで、万が一耕作できなくなった場合に次の方に貸付しやすくなる。他地域では 10ha 耕作していた方が亡くなってしまったことがあり、この時は農地中間管理事業を利用していたため、比較的スムーズに次の受け手への貸し付けを行うことができた。自身での耕作ができなくなる前に、ぜひ機構への貸し付けを検討してほしい。

【質疑応答】

①現在は機構に預ける気はないが、今からリストアップしてもらい、何かあったときに頼むということはできるか？

自分の農地を機構に貸して、その農地を自分の農地として借りる事が可能である。自分で全部耕作する場合も賃貸料は支払う必要あるが、自分に全部戻ってくる。手数料は基本的にはかからない。機構に預けておけば、本人に何かあったときにどれだけ農地があるかが分かる。また、自分の農地を一部他の人に貸していて、このまま同じ人に貸したいという希望がある場合も対応は可能である。耕作できなくなってからでは、次の人に貸しにくくなるので、耕作している間に機構に渡してほしい。（農地中間管理機構）

②公社が公有地を耕作できるような状況にした上で、公社から公有地を借りることはできるか？また、遊休農地はどの程度改善できるか？盛土したところでも機構に扱ってもらえるか？

農地中間管理事業の対象は現在耕作している農地である。公有地は基本的には農地中間管理事業の対象にはならないと考えられる。遊休農地の改善は公社で持っている機械でできる範囲となる。盛土が何か明らかなものは大丈夫だが、そうでない場合は難しい。（農地中間管理機構）

農地改良した盛り土はそのあと作物を育てることを前提として行っているはずなので、適正な計画であれば基本的には大丈夫だと判断している。機構は、明らかに問題がある場合でなければ盛土も借りる。ただし、田圃の中にある畑が 1 か所だけ盛土してある場合は、集積ができないので機構

は借りない。農地中間管理事業で重要なのは集積することなので、盛り土で問題になるのは、周辺の農地と条件が変わってしまう点である。そこは皆さんと話合いながら農地中間管理事業でやっていけるようにしていきたい。（さいたま農林振興センター）

③農地改良の許可は農業委員会が行っているが、地権者が農地改良しないとどうしようもないという現状から許可している。悪質な盛土をされないよう極力努力をしてどこからどれくらい土がでるか申告させているが、最終的には残土業者の良心にもよるところがあり、100%は確認できない。最終的な判断は地権者となる。農業委員会も試行錯誤している。農地を借りる人も考えて埋め立てたところは借りてほしい。結果的に毎年許可がおり、毎日見沼田んぼにダンプが入るようなことになっているが、遊水地としての機能も落ちてしまうので危惧している。

盛土についてはそれぞれ状況が異なると思うので、個別に相談していただくということでお願いしたい。（農業政策課）

④農業経営基盤強化促進法の利用権設定から農地中間管理事業へ切り替える際の課題・メリットは？また、切り替える際に期間を１年間あける必要はないか？

農業経営基盤強化促進法で利用権設定している方はスムーズに切り替えができている。メリットについては、地権者の方は、借り手に何かあっても２年間は機構が農地を管理し、新しい耕作者を探してくれるというところである。また耕作者の方は、特に大規模にやっている方について、地権者ごとに支払いが必要となっているが、農地中間管理事業を使えば機構が一括で振り込んでくれるところである。期間については、交付金（資料２追加資料参照）の利用には期間を１年あける必要があるが（補足説明参照）、農地中間管理事業への切り替えには期間を空ける必要はない。（さいたま農林振興センター）

【補足説明】

利用権設定を延長しないで１年間経過すると自作地扱いになり、その土地について農地中間管理事業を利用すれば新規集積とカウントされ、交付金の対象となる。（農地中間管理機構、さいたま農林振興センター）

⑤農地中間管理事業の解除手続きはどう行うのか？契約の解除について、トラブルは起きないか？

今のところは、途中で解約する場合、和解できている。所有権は動かない。耕作権は動くが、契約期間が過ぎれば返ってくる。トラブルの際には機構に相談してほしい。「開発があった場合はどうするのか」という質問を受けたことがあるが、市や県の計画で道路を通したりする場合は、市や県

の計画にのっとり土地を返すことになる。（農地中間管理機構）

⑥納税猶予を受けた農地を貸す場合について説明してほしい。面積で何割とかはないのか？

農地中間管理事業については、農地を貸した場合でも税務署に届け出れば、納税猶予が継続される。ただ、旧制度の場合２０年で納税免除だが、新たに貸し付けると新制度になり、終身になるので注意が必要。（さいたま農林振興センター）

面積の話は売却の場合の話かと思う。対象農地の２割以上を売却した場合、全農地が解除対象となる。なお、農地中間管理事業を含む利用権設定による貸付の場合は継続可能である。（農業委員会事務局）

（２）さいたま市農地流動化支援事業費協力金について

（資料２・資料２（追加資料））　（説明　農業政策課）

申請期間

平成２９年５月１日～１２月３１日の貸し付けについては、翌年の１月４日～３月２０日までに申請すること。（対象者へは農業政策課より通知をする）

【質疑応答】

①「＜その他＞」の機構集積協力金とはどういったものか？また、機構集積協力金はどのような場合に出るか？

農地中間管理事業を利用した際に、一定の要件に対して、農地の出し手に対する国の補助金である。細かい条件はいくつかあるが、例えば経営転換協力金は、農地を出した方が、自分の所有している農地を全て貸し付けて、自分は農業を廃業する場合や、いくつかの部門をやっている方がそのうち１つの部門を全て貸し付けて辞めてしまう場合に該当する。機構集積力金は、機構に既に貸し付けている農地に隣接している農地を貸し付けた場合、若しくは二筆以上の隣接している農地をまとめて貸し付けた場合に該当する。（農業政策課）

②さいたま市農地流動化支援事業費協力金は単年度事業か？また、期間が６年となっているが、利用促進のため短くできないか？

さいたま市農地流動化支援事業費協力金は来年度以降も継続する予定である。また、期間については、担い手の方にできるだけ長い期間農地を貸し付けることを促すためご理解いただきたい。（農業政策課）

５．地域の話合い（資料３・資料４）

（１）今後の地域の中心となる経営体　（資料３（１枚目））

今回、今後の地域の中心となる経営体への位置づけ希望者を調査した結

果、認定農業者等より２５名（前年度比９名）の方が手を挙げた。この２５名については、人・農地プランの今後の地域の中心となる経営体として位置づけることについて、地域の合意を得られた。なお、新規就農者から今後の抱負を一言発言いただいた。

【補足説明】

属性について（一覧の一番左の列）

「認農」…認定農業者　※１

「認就」…認定新規就農者　※２

「認定予定」…現在認定の申請を受け、今後認定される見込みの方

※１　認定農業者とは？

農業経営基盤強化促進法に基づき、意欲ある農業者が自らの経営を計画的に改善するために作成した「農業経営改善計画」（５年後の経営目標）をさいたま市へ提出し、その計画の認定を受けた農業者を「認定農業者」という。認定の際には、「農業経営改善計画」がさいたま市で定めた農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想（以下、基本構想）に照らし適切なものであること等の要件がある。（基本構想による経営目標水準：年間農業所得が主たる農業従事者１人当たり５６０万円程度、年間労働時間が主たる農業従事者１人当たり１，８００時間程度）

※２　認定新規就農者とは？

農業経営基盤強化促進法に基づき、新たに農業経営を営もうとする青年等（原則１８歳以上４５歳未満）が作成した「青年等就農計画」をさいたま市へ提出し、その計画の認定を受けた者を「認定新規就農者」という。認定の際には、「青年等就農計画」が基本構想に照らし適切なものであること等の要件がある。（基本構想による経営目標水準：年間農業所得が主たる農業従事者１人当たり２５０万円程度、年間労働時間が主たる農業従事者１人当たり１，８００時間程度）

【質疑意見等】

①担い手一覧の中に水稲をしている方が少ないように思うが、そこに何か理由があるか。

中部地域は畑作の方が多いので、地域性だと思う。（農業政策課）

②新規就農者で問題となっていることとして、人によってだが、有機農業で畦畔の管理が行き届いておらず周りの方に迷惑をかけていることがある。昔からやっている者としては、農地の周りはたとえ公有地であっても、自身で管理するものとしてやっている。ぜひ、自分の畦畔などは管理するようお願いしたい。

（２）担い手の確保状況　（資料３（１枚目））

地域の担い手の確保状況については、２５名の位置づけ希望者がいたものの、中部地域全体でみると、担い手はいるが十分ではないが適当とすることに対し、出席者からの反対意見はなかった。

【質疑意見等】

①認定農業者といっても、大規模な農地を使う露地野菜や水田だけでなく、施設園芸や花卉園芸など自分の農地だけで十分な場合もある。そういった人も担い手に位置づける必要があるのか。

例えば国庫事業をやるとき、施設園芸も農林水産省予算の中に補助金があるが、そういった場合も、人・農地プランに載せるようにとなっている。その地域で農業をがんばっていく方は面積や規模拡大にかかわらず基本担い手に位置づけるというのが国の考え方なのでできるだけ位置づけていただきたい。（さいたま農林振興センター）

②担い手に新規就農者が増えてよいと思うが、認定新規就農者の認定条件に面積や経験年数の基準はないのか？

認定新規就農者の認定条件についてだが、農業経営基盤強化促進法に基づいて市が基本構想を作成しており、年間所得２５０万円を目標として、青年等就農計画を立てていただき、その計画内容を市が認定した方を認定新規就農者としている。目標に見合う経営規模が必要になるが、具体的に何アール以上といった基準はない。また、経験年数も基本的に基準にしていない。（農業政策課）

③「担い手が十分いるか」について、考え方はあるか？

この項目の考え方としては、担い手の一覧に載っている方たち全員で中部地域の農地を支えていくのに十分かを判断する。（農業政策課） 国は全農地の８割を担い手に集積することを目標としている。理想としては、将来的に担い手一覧に掲載されている人たちで中部地域の８割を担ってもらえるようであれば担い手が十分いるに〇をつけることになる。（さいたま農林振興センター）

（３）近い将来農地の出し手となる者と農地（資料３（２、３枚目）・資料４）

資料４は、貸付意向申出書が提出された農地の一覧となっており、農業政策課で出したい農地として把握しているものである。この中の農地の出し手のうち希望された方について、資料３の一覧に掲載する予定である。

なお、資料４については、同様の内容を、農業政策課のＨＰに掲載する予定となっているので、今後農地を探している方がいる場合には、積極的にご紹介いただきたい。また、資料４に記載の農地についてさらに詳しい情報（地

番等）については、農業政策課へお問い合わせいただきたい。

【補足説明】
桜区在家の管理番号１０、１１、１２については貸付意向の取り下げ連絡があったため削除していただきたい。

【質疑意見等】
①リストの中に遊休農地はあるか？また、その場合、農地中間管理事業は使えないか？

貸付意向があった農地を原則掲載しており、場所によってはすぐに耕作できないところもある。そのため、農地中間管理事業の対象とならない農地も含まれている。（農業政策課）

（４）将来の農地利用のあり方

【取組事項】
担い手に集積・集約化する
担い手の分散錯圃を解消する
新規参入を促進して、新規参入者に集積・集約化する
耕作放棄地を解消する

将来の農地利用のあり方について、昨年度と同じ全ての取組事項に〇をつけることに対し、出席者からの反対意見はなかった。また、内容について特に意見はなかった。

【質疑意見等】
①農業委員会事務局の農地利用意向アンケートで農協が農地利用集積円滑化団体になっているが、農協はどのようなことを行っているか。また、どのような事業なのか？

資料がなく回答ができないため、後程回答させてもらう。
【後日回答】
農地利用集積円滑化事業は、平成 21 年 12 月に施行された改正農地法により創設された事業で、さいたま農業協同組合では、農地の所有者から委任を受けて、所有者を代理して農家と農地の貸借契約を締結する「農地所有者代理事業」を行っている。
なお、平成 25 年より、農地中間管理事業が始まり、調整区域の農業振興地域の農地については農地中間管理事業を活用し、農業振興地域以外の農地（市街化区域を除く）については農地利用集積円滑化事業にて、関係機関と連携して農地集積を推進する。（さいたま農業協同組合）

（５）農地中間管理機構の活用方針

【取組事項】
農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける
農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける
担い手の分散錯圃を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける

農地中間管理機構の活用方針については、昨年度と同じ全ての取組事項に〇をつけることに対し、出席者からの反対意見はなかった。

【質疑意見等】
①機構と農協と行政と三者が協力しないとできないと思う。

（６）今後の地域農業のあり方

【取組事項】
生産品目の明確化・複合化・６次産業化
高付加価値化・新規就農の促進

今後の地域農業のあり方については、引き続き新規就農の促進に〇をつけることで、出席者からの反対意見はなかった。

【質疑意見等】
①農林公社の土地が見沼田圃にあるが、新規就農者のために農業機械の貸出やそれらの格納庫や保冷庫の貸し出し、個人所有の農業機械の倉庫の貸し出しなどを検討してほしい。見沼田圃の中の土地では倉庫など建てられないので、ぜひともお願いしたい。

②将来的な都市近郊農業のイメージは農業ではなくミニ観光農業、農園業、滞在型市民農園など都市住民と農地の交流を図ることである。見沼田圃を将来的に活かすには、女性や子供の取り込みが必要なので、見沼田圃に小屋を設置するなら農機具の収納だけでなく、おしゃれな見た目で、緊急時利用できるようなものを作ってほしい。小さな規模で農園主が加工場をつけて、採ったものを加工食品として出すマイクロ６次産業というのもありうる。

（７）地区単位の地域の話合いについて（資料５）　（説明　農業政策課）
資料に沿って説明を行った。

【補足説明】

（資料５　表面参照）担い手として人・農地プランに位置づけるためには、手順として、まず、今回開催している地域の話合いで地域の方に同意をいただき、その次に関係機関や農業者代表などで構成される都市農業審議会での審議を経て市で決定するという３つの手順が必要となる。

しかしながら、現状では地域の話合いが年１回開催となっているため、例年７月に開催される地域の話合い以降に、追加で担い手として位置づけ希望があった場合、翌年度まで待っていただく必要があった。昨年度の地域の話合いでもこの点についてご意見をいただいたため、今年度より追加で位置づけ希望があった場合、市内を２８地区に分割した農地利用最適化推進委員の地区を単位とする地域の話合い（位置づけ希望者の農地のある地区が対象）を行うことで対応していく。（現在行われている地域の話合いとの相違点については資料５裏面を参照）

新たに担い手としての位置づけを希望する方がいた場合に柔軟に対応するための方法となっているので、ご協力いただきたい。

【質疑意見等】

①農業委員会が実施している 8.1 調査の利用意向アンケートに貸し付けの意向等がある。出し手の掘り起こしも含めて話し合いをするべきではないか？

農地台帳調査に合わせて農地の貸し出しの意向のアンケートを行っている。地域ごとに農地の出し手の集計が秋ごろ出てくる予定。集計の結果を整理したうえで、農政サイドと調整して話し合いを開催したい。（農業委員会事務局） 地域の状況は市で把握しきれないところがある。人・農地プランの位置づけだけでなく、各地域の農地の貸し借りや地域の方向性の話合いなど農地利用最適化推進委員などが中心となり、地域の皆さんで話し合っていただき、情報として農業政策課に提供いただければと思う。市も参加した方が良いという話があれば、一緒に参加させていただく。地域ごとに考え方があると思うが、地域の方に全部お任せするというのではなく、一緒に協力して行えればと考えている。（農業政策課）

人・農地プランの見直しに向けた地域の話合い

議事録（東部地域）

１．日時

平成２９年７月２６日（水）１４：００～１６：００

２．場所

南彩農業協同組合　岩槻城南支店　大会議室

３．出席者

区分	人数
農業者（農業委員、農地利用最適化推進員、認定農業者、農協理事等）	２６名
農地台帳調査による参加者（農地の出し手、兼業農家等）	４名
農地の出し手	１名
南彩農業協同組合	４名
農地中間管理機構（埼玉県農林公社）	１名
さいたま農林振興センター	２名
さいたま市農業委員会事務局	１名
さいたま市農業環境整備課	２名
さいたま市農業政策課	７名
合計	４８名

４．制度説明

農地中間管理事業及びさいたま市農地流動化支援事業費協力金について資料に沿って説明を行った。

【補足説明】

（１）農地中間管理事業について（資料１）　（説明　農地中間管理機構）

スライド番号　２

農地中間管理事業は貸し手の意向を聴き貸し借りを進めるので、現在１０筆所有していて、２筆は自分でやりたいという場合は、８筆のみを近隣の人へ貸し付けられるように対応する。

貸付期間は機構集積協力金等（※資料２（追加資料）参照）の制度の関係もあり基本的には１０年でお願いしているが、近年は、受け手も高齢なのでその期間中に耕作できなくなった場合でも農地中間管理機構（以下、機構）で２年間は草刈り程度の管理を行い、賃料の設定があれば機構が引き続き支払う。機構で管理している期間中に次の借り手を近隣の農業者か

ら探すという体制をとっている。現在、農地中間管理事業が始まり３年目だが、2 年間の間に借り手が見つからないということは、これまでにはない。地域の地権者と農業者の関係等にトラブルが生じないよう、借り手を探すときはできるだけ近隣の方から探すように配慮している。

スライド番号　5

要望に応じ、借受希望者は今年度５月よりいつでも受け付けられるようにし、有効期限も５年に延長した。

自身で機構に貸し付けた土地を自身で耕作することもできる。そうすることで、機構が管理する農地として把握することが可能になる。もし、本人が耕作できなくなった場合、２年間は機構が管理し、賃料があれば機構より支払う。自身で耕作している場合でも、保険として機構に貸し付けておくことで、万が一耕作できなくなった場合に次の方に貸付しやすくなる。他地域では 10ha 耕作していた方が亡くなってしまったことがあり、この時は農地中間管理事業を利用していたため、比較的スムーズに次の受け手への貸し付けを行うことができた。自身での耕作ができなくなる前に、ぜひ機構への貸し付けを検討してほしい。

【質疑応答】

①10a 当たり 10 万円の基盤整備の事業費を誰が負担するのか？地権者が負担することになるのか？場所によってやり方が違うが、もう少し詳しく聴いて自分達でどこが活かせるか検討したい。

農地耕作条件改善事業で実施する区画拡大の国の定額助成は、以前は 10a 当たり 10 万円だったが、今は残念ながら 5.5 万円に減額となった。このため、定率助成を行うこととし、負担割合は、50%が国、27.5%が県、市町村に 22.5%の負担をお願いしているため、地権者の負担はない。（農地中間管理機構）

（２）さいたま市農地流動化支援事業費協力金について

（資料２・資料２（追加資料））　（説明　農業政策課）

申請期間

平成２９年５月１日～１２月３１日の貸し付けについては、翌年の１月４日～３月２０日までに申請すること。（対象者へは農業政策課より通知をする）

【質疑応答】

①既に利用権設定している農地については対象となるか？

再度利用権設定をする際には対象となる。対象となる方には市より連絡をする予定である。（農業政策課）

②さいたま市在住である必要があるかまた、借り受け側が亡くなった場合は

どうなるか？

住所がさいたま市外であっても、さいたま市に農地があれば対象となる。また、借り受け側が亡くなった場合、耕作の権利についても相続されるが、合意契約して、新たに別の方に貸し付ける場合、まだ協力金の交付を受けていなければ交付対象となる。既に協力金の交付を受けている場合は、別の方に新たに貸し付けても対象外となる。（農業政策課）

③貸付期間の途中で貸付側が亡くなった場合はどうなるか？

交付を受けた方の相続人が継続して貸付を続ければ協力金の返還の必要はない。（農業政策課）

④基盤整備している土地はどんどん借り手が見つかっていると聞く。さいたま市では受け手が少ないので受け手側が受けやすくなるような条件を考えた方が良いと思う。国と同じように出し手側へのメリットではなく、借り手側のメリットがあるともっと進むのではないかと思う。地域性に合わせた施策の検討をお願いしたい。

５．地域の話合い（資料３・資料４）

（１）今後の地域の中心となる経営体　（資料３（1枚目））

今回、今後の地域の中心となる経営体への位置づけ希望者を調査した結果、認定農業者等より１９名（前年度比４名増）の方が手を挙げた。この１９名については、人・農地プランの今後の地域の中心となる経営体として位置づけることについて、地域の合意を得られた。

【補足説明】

属性について（一覧の一番左の列）

「認農」…認定農業者　※１

「認就」…認定新規就農者　※２

「認定予定」…現在認定の申請を受け、今後認定される見込みの方

※１　認定農業者とは？

農業経営基盤強化促進法に基づき、意欲ある農業者が自らの経営を計画的に改善するために作成した「農業経営改善計画」（５年後の経営目標）をさいたま市へ提出し、その計画の認定を受けた農業者を「認定農業者」という。認定の際には、「農業経営改善計画」がさいたま市で定めた農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想（以下、基本構想）に照らし適切なものであること等の要件がある。（基本構想による経営目標水準：年間農業所得が主たる農業従事者１人当たり５６０万円程度、年間労働時間が主たる農業従事者１人当たり１，８００時間程度）

※２　認定新規就農者とは？

農業経営基盤強化促進法に基づき、新たに農業経営を営もうとする青年等（原則１８歳以上４５歳未満）が作成した「青年等就農計画」をさいたま市へ提出し、その計画の認定を受けた者を「認定新規就農者」という。認定の際には、「青年等就農計画」が基本構想に照らし適切なものであること等の要件がある。（基本構想による経営目標水準：年間農業所得が主たる農業従事者１人当たり２５０万円程度、年間労働時間が主たる農業従事者１人当たり１，８００時間程度）

【質疑意見等】

特になし

（２）担い手の確保状況　（資料３（１枚目））

地域の担い手の確保状況については、１９名の位置づけ希望者がいたものの、東部地域全体でみると、担い手はいるが十分ではないが適当とすることに対し、出席者からの反対意見はなかった。

【質疑意見等】

特になし

（３）近い将来農地の出し手となる者と農地（資料３（２、３枚目）・資料４）

資料４は、貸付意向申出書が提出された農地の一覧となっており、農業政策課で出したい農地として把握しているものである。この中の農地の出し手のうち希望された方について、資料３の一覧に掲載する予定である。

なお、資料４については、同様の内容を、農業政策課のＨＰに掲載する予定となっているので、今後農地を探している方がいる場合には、積極的にご紹介いただきたい。また、資料４に記載の農地についてさらに詳しい情報（地番等）については、農業政策課へお問い合わせいただきたい。

【補足説明】

桜区在家の管理番号１０、１１、１２については貸付意向の取り下げ連絡があったため削除していただきたい。

【質疑意見等】

①貸付申出一覧の面積が501m^2～1000m^{2}など面積の幅が大きく分かりにくい。受け手の立場ではある程度面積を出してもらった方が分かりやすいのではないか？

個人を特定できないように配慮しているためこういった形にしたが、もう少し幅を狭めた形にしたい。（農業政策課）

（４）将来の農地利用のあり方

【取組事項】
担い手に集積・集約化する
担い手の分散錯圃を解消する
新規参入を促進して、新規参入者に集積・集約化する
耕作放棄地を解消する

将来の農地利用のあり方について、昨年度と同じ全ての取組事項に○をつけることに対し、出席者からの反対意見はなかった。また、内容について特に意見はなかった。

（５）農地中間管理機構の活用方針

【取組事項】
農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける
農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける
担い手の分散錯圃を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける

農地中間管理機構の活用方針については、昨年度と同じ全ての取組事項に○をつけることに対し、出席者からの反対意見はなかった。

【質疑意見等】

①リタイアする人は原則機構に貸し付けるとなっているが、貸付意向申出書を出すと機構にお願いできることになるのか？

機構に貸し付けるには、受け手とのマッチングの必要があるため、借り手が見つかるまでは自身で管理する必要がある。貸付意向申出書を出したからすぐに農地中間管理事業を利用できるということではない。（農業政策課）
埼玉県の場合、機構に貸し付ける際に、その農地を耕作している人がいないと受けられない。また、現状、農地を借りている方がいる場合、その方が農地中間管理事業の公募に応募する必要がある。自分が借りる場合も公募に応募する必要がある。（農地中間管理機構）

②近隣の方から相談を受けた場合、農業経営基盤強化法第１８条による利用権設定と農地中間管理事業どちらを勧めたらいいか？

現在国で進めている施策、人・農地プランの動向等を考えると農地中間管理事業を活用していただきたい。状況により通常の利用権設定

の方でいいと言われる場合もあると思うが、農地中間管理事業を推進していただければと思う。（農業政策課）

③農地中間管理事業の対象は農業振興地域となると思うが、遊休農地は貸し付けられないか？

受け手に貸し付けられない状態になる前に農地中間機構に貸してほしい。農地中間管理事業では所有権は移動しない。機構としては、これから大規模化した場合に、借り手がいるような農地を借りたいと考えている。（農地中間管理機構）

農業委員会の改正は、農地中間管理事業の影響もある。農業委員や農地利用最適化推進委員の方には、地域の中で耕作できなくなる前に農地中間管理事業を利用できるようコーディネートの協力をお願いしたいという趣旨がある。貸したい農地が出た人を人・農地プランのリストに載せ、まずは人・農地プランの担い手のリストにのっている近隣の方に声をかけるというのが国の理想である。（さいたま農林振興センター）

④草がはえてどうしようもない状態である。業者に頼んできれいにしてもらっているがお金もかかる。機構は借り手がいない農地も借りてほしい。

⑤地主からいろいろ相談を受けるが、除草剤を年３回かけることをお勧めしている。そうすれば、周りにも迷惑がかからず、比較的お金もかけずに農地の管理ができる。

（６）今後の地域農業のあり方

【取組事項】
生産品目の明確化・複合化・６次産業化
高付加価値化・新規就農の促進

今後の地域農業のあり方については、引き続き、高付加価値化に〇をつけることで、出席者より反対意見はなかった。また、コメントに更なる高付加価値化を進めるための新しい取組の検討といった内容を追記することとなった。

【質疑意見等】

①高付加価値化に取り組んではいるが、まだ目に見えては結果が現われていない。岩槻は葉物が主流だが、他の大きな産地が登場したりして、競争環境は厳しくなっている。ただ、一部では、農協を中心にオイシックスなど新しい取引先の開拓が進んでいるという兆しは見える。ま

た、高付加価値化に併せて、頑張って作って、ある程度の価格で売れて、空いている農地を借りて規模拡大していけるような方策が、他にも取組事項として検討できればいいと思う。

②食育で子供たち向けの体験農園をしている。ものを作って売るだけでなく体験をさせるという形の農地利用もあるのではないか。

③トマトを共販と直売の品種を分けて高付加価値化に取り組んでいる。共販で安定した価格体制、直売所で更なる所得を目指していきたい。岩槻ネギも大変だが、伝統を途絶えさせないために宣伝しながら作っている。皆さんと協力してさいたま市の農業を発展させたい。

④これから規模拡大を目指しており、大きいほ場を探しているのでよろしくお願いしたい。

（７）地区単位の地域の話合いについて（資料５）　（説明　農業政策課）

資料に沿って説明を行った。

【補足説明】

（資料５　表面参照）担い手として人・農地プランに位置づけるためには、手順として、まず、今回開催している地域の話合いで地域の方に同意をいただき、その次に関係機関や農業者代表などで構成される都市農業審議会での審議を経て市で決定するという３つの手順が必要となる。

しかしながら、現状では地域の話合いが年１回開催となっているため、例年７月に開催される地域の話合い以降に、追加で担い手として位置づけ希望があった場合、翌年度まで待っていただく必要があった。昨年度の地域の話合いでもこの点についてご意見をいただいたため、今年度より追加で位置づけ希望があった場合、市内を２８地区に分割した農地利用最適化推進委員の地区を単位とする地域の話合い（位置づけ希望者の農地のある地区が対象）を行うことで対応していく。（現在行われている地域の話合いとの相違点については資料５裏面を参照）

新たに担い手としての位置づけを希望する方がいた場合に柔軟に対応するための方法となっているので、ご協力いただきたい。

【質疑意見等】

①２８地区に分けてということだが、地区がまたがる場合はどうするのか？

複数の地区にまたがる場合はそれぞれの地区を担当する農地利用最適化推進委員及び農業委員にお声掛けし、参加可能な方に参加して

いただきたいと考えている。（農業政策課）

②担い手に位置づけたい人がいたら、農業政策課に言えば場を設けてもらえるのか？

農業委員、農地利用最適化推進委員の皆様からもぜひ位置づけを希望する方の情報をいただきたい。その際には地区単位の話合いの設定は農業政策課で行うので、出席をお願いしたい。（農業政策課）

参考資料４

地域の話合い
当日配布資料

農地中間管理事業について

～　さいたま市　人・農地プランの見直し　～

公益社団法人埼玉県農林公社
（農地中間管理機構）

平成29年7月25日～

農地中間管理事業のしくみ

出し手

・規模縮小（農業ﾘﾀｲﾔを含む）
・経営転換
・農地相続

貸付

受け手

・分散農地の団地化
・規模拡大
・新規参入

借受

借受　　貸付

農地中間管理機構
（埼玉県農林公社）

● 農地を借受け

●受け手にまとまりのある形で農地を利用できるよう貸付け

（出し手）　　（受け手）

※農地所有者から農林公社が借受けて、利用者に貸付ける転貸方式

埼玉県農林公社は、埼玉県、市町村、農業団体で構成する公益社団法人。

埼玉県から埼玉県農地中間管理機構として指定を受けてこの事業を行っている。

1

機構を利用すると、どんなメリットがあるの？

・地域での話し合いに機構職員が参加し、地域の皆さんの合意に沿って地域農業の再編をお手伝い。	・公的機関なので安心！賃料が確実に入り、契約期間が終了した後は、確実に農地は出し手（地権者）に戻す。	・機構から農地を借りた場合、賃料の支払いや農地の利用契約の更新は機構が行うので、これらの事務が軽減される。	・経営規模の拡大を志向する方は、これまでよりも農地が集め易く（集積）なり、団地化（集約化）も進め易くなる。

《農地中間管理事業による地域の農地利用の変遷（イメージ）》

★　農地中間管理事業は、一度受け手に貸し付けたら終わりではなく繰り返し実施し、将来のあるべき姿（地域農業の再編）を実現する。

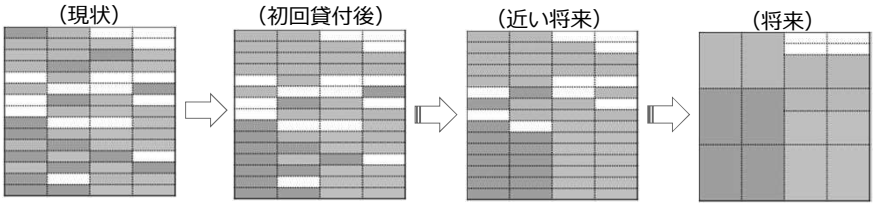

進め方は、地域・集落の状況に相応しい方法で進めてください！

地域に着目した推進	• 地域・集落が抱える課題解決に向けた話し合いを進め、地域・集落の将来像について合意を図ったうえで、農地中間管理事業を実施する。
担い手に着目した推進	• 大規模主穀作農家の経営農地を先行して機構が借受け、集約が可能となった段階で地域の話し合いを進め、担い手間の経営農地を入れ替える。

2

環境づくり・機運の醸成

○　**現地検討会の開催**

参集者：農業委員、農地利用最適化推進委員、市町村・農業委員会、 JA中央会、農協、土地改良区、担い手農家、県機関　等

日　時：7月14日（木）
- 場　所：吉見町・フレサよしみ
- 内　容：土地改良区が主体となって推進した事例
- 参加者：午前46人、午後31人

東松山市、滑川町、熊谷市、鴻巣市、さいたま市 ほか

日　時：7月26日（火）
- 場　所：加須市・北川辺ライスパーク
- 農地耕作条件改善事業とあわせて推進した事例
- 参加者：午前57人、午後70人

蓮田市、川越市、杉戸町、幸手市、宮代町、春日部市 ほか

日　時：7月29日（金）
- 美里町・美里町役場
- 農業委員会が主体となって担い手へ集約した事例
- 参加者：午前39人、午後40人

深谷市、熊谷市、川島町、秩父市、上里町、さいたま市 ほか

参加者の主な意見（参加者アンケートから）

○　耕作しない農地の所有者への周知、会社員への説明をどのようにするか。

○　機構に貸し付けたいが、受け手がいない場合の手立てが課題である。

○　ガイドライン、パンフレット等、説明資料の作成が必要である。

○　市町村に公社から常勤の職員を派遣して欲しい。

○　住宅地と混在している地域や畑地帯の取扱いについての対応方針を示して欲しい。

○　市町村の事務が多すぎる。もっと機構で事務負担をお願いしたい。

○　地域によって様々な条件があるので地域にあった提案をしてもらいたい。一律に水田の大規模化だけでは関心を持ってもらえない。

3

○ **サポータークラブの設置**

・8月１日より募集を開始し、大規模稲作農家を中心に36名（１月末現在）から申込みがあった。

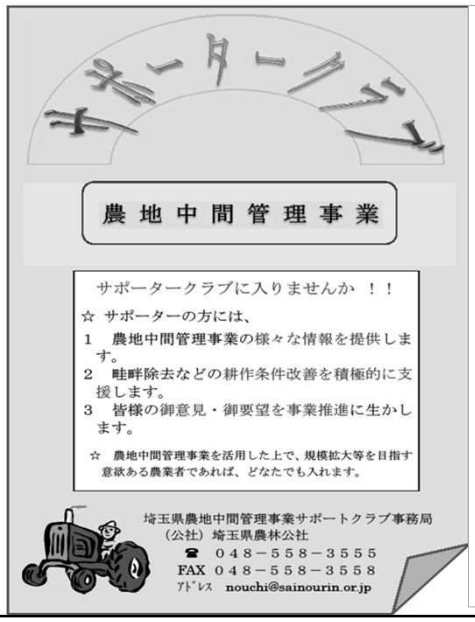

《サポータークラブ申込者の主な意見》

○ 既に農地中間管理事業を活用している。この事業を活用して規模拡大を図りたい。

○ 農地中間管理事業のＰＲが不足している。

○ 市町村がなかなか動いてもらえない。

○ 畦畔撤去を自力で行い、1.0～1.2ha区画に拡大している。

○ 機械（ﾚｰｻﾞｰﾚﾍﾞﾗｰ）は所有しているので、農閑期に公社の作業を行うことはできる。

○ 公社との情報共有を図ることが、重要である。

4

借受希望者の公募結果

○平成２６・２７年度に各年５回づつ計１０回公募を実施、平成２８年も５回実施

○これまでに公募を実施した市町村：５３市町村（農業振興地域を有する全市町村で実施）

○借受希望応募者数：延１,９７４経営体（H28：1,146経営体）、借受希望面積９,３５９ha

○公募申込書に、遊休農地借入希望の欄を追加

《借受希望者数、借受希望面積等》

年度	応募件数（件）				借受希望者数					借受希望面積（ｈａ）
		地域内	地域外	新規参入		個人	うち新規参入	法人	うち新規参入法人	
H26	２４８	２２２	２０	６	２４８	２１４	３	３４	３	**２，６０２**
H27	５８０	４９１	７４	１５	５８０	５２１	８	５９	７	**２，９９６**
H28	１，１４６	１，０１７	９８	３１	１，１４６	１，０７０	１７	７６	８	**３，７６１**
合計	１，９７４	１，７３０	１９２	５２	１，９７４	１，８０５	２８	１６９	１８	**９，３５９**

5

農地中間管理権の市町村別設定状況について

○　機構は、現在（H29.3末）までに２２市１３町から、１，７５３haの農地を借受け。
○　加須農林振興センター管内の３市で、これまで機構が借受けた農地の６割を占めている。

単位：ha

市町村名	H26	H27	H28	合計	順位
さいたま市	0.2	0.8	1.6	2.2	
鴻巣市		31.9	56.2	88.1	④
北本市		1.3		1.3	
川越市			11.6	11.6	
狭山市			0.7	0.7	
入間市		8.3	11.3	19.6	
坂戸市	1.7			1.7	
日高市	2.4			2.4	
滑川町		66.5		66.5	⑤
嵐山町		25.6	10.3	35.9	
小川町	0.3			0.3	
川島町		9.4	29.4	38.8	⑩
吉見町	20.8	36.1	3.4	60.3	⑧
秩父市			9.5	6.3	
小鹿野町			0.2	0.2	
本庄市			30.2	20.2	
美里町	44.2	20.7	1.4	66.1	⑥
神川町		26	12.4	38.4	
上里町		4.2	29.3	33.5	
熊谷市		54.9	7.9	62.8	⑦
深谷市	0.5	0.5	6.2	1.5	
寄居町		2.6	4.1	4.2	
行田市		71.6	92.1	163.8	③
加須市		214.8	448.9	663.4	①
羽生市	31.7	170.2	25.8	227.3	②
春日部市			3.5	3.5	
越谷市		18.8	0.1	18.9	
久喜市		3.8	46.7	50.5	⑨
蓮田市			2.0	2.0	
白岡市		3.3	3.2	6.5	
宮代町				0.3	
幸手市		13.4	4.6	18	
吉川市		0.3		0.3	
杉戸町		10.6	3.6	14.2	
松伏町		1		1	
合計	101	796	856	1,753	

○　地権者数（ H29.３末現在）　　４，１３５人

○　筆　　数（ H29.３末現在）　　１４，６０７筆

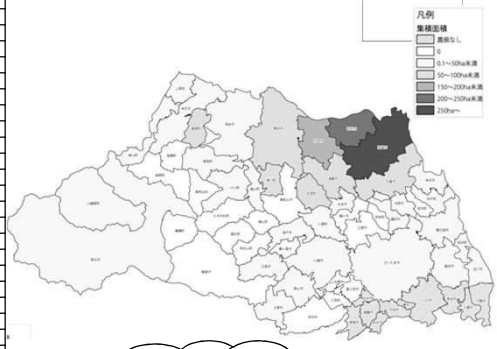

１８市町村では
農地中間管理権設定
の実績なし

6

機構から担い手への市町村別転貸状況について

○　機構は、現在（H29.3末）までに２１市１２町の担い手に１，７０５haの農地を転貸。
○　加須農林振興センター管内の３市で、これまで機構が転貸した農地の６割を占めている。

単位：ha

市町村名	H26	H27	H28	合計	順位
さいたま市		0.6	1.2	1.8	
鴻巣市		31.3	57.5	88.8	④
北本市		1.3		1.3	
川越市			1.3	1.3	
狭山市			0.6	0.6	
入間市		8.3	11.3	39.2	
坂戸市		1.7		1.7	
日高市	2.4			2.4	
滑川町		62	0.5	62.5	⑧
嵐山町		25.6	10.3	35.9	
川島町		9.4	29.4	38.8	⑩
吉見町	20.8	26	23.5	70.3	⑥
秩父市			9.0	9.0	
小鹿野町			0.2	0.2	
本庄市			30.2	30.2	
美里町	44.2	29.5	3.2	76.9	⑤
神川町		26	12.4	38.4	
上里町		4.2	29.3	33.5	
熊谷市		44.5	18.2	62.7	⑦
深谷市			5.6	5.6	
寄居町		2.6	4.1	6.7	
行田市		71.6	92.1	163.7	③
加須市		188.5	485.2	673.7	①
羽生市	6.6	58.9	119.7	185.2	②
春日部市			3.3	3.3	
久喜市		3.8	46.6	50.4	⑨
蓮田市			2.0	2.0	
白岡市		3.3	1.6	4.9	
宮代町			0.3	0.3	
幸手市		13.4	4.6	18.0	
吉川市			0.3	0.3	
杉戸町		7	7.4	14.4	
松伏町		1		1	
合計	74	620	1011	1705	

○　転貸した担い手数（ H29.３末現在）　　９７４人

○　筆　　数（ H29.３末現在）　　１３，４１９筆

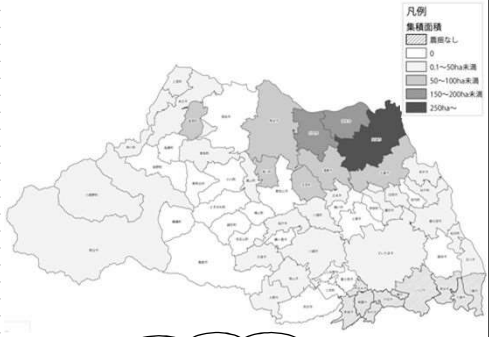

２０市町村では
事業による担い手への
転貸実績なし

7

農地中間管理事業と連携した基盤整備の実施

《平成26年度》

事業名	市町村名	地区名	事業量	事業費（円）	備考
公社営土地改良事業 （土地改良法に基づく整備）	滑川町	中尾下田	附帯工事１式	5,120,000	農山漁村活性化 プロジェクト交付金
	滑川町	羽尾中部	５．８ｈａ	59,554,000	
	滑川町	両表・大木	実施設計等１式	11,878,000	
	小計		５．８ｈａ	76,552,000	
公社営簡易基盤整備事業 （区画拡大のみの整備）	加須市	加須市	２．９ｈａ	2,000,000	農業基盤整備促進事業
	行田市	行田市	５．９ｈａ	5,000,000	
	羽生市	羽生市	３．２ｈａ	3,000,000	
	小計		１２．０ｈａ	10,000,000	
合　　計			１７．８ｈａ	86,552,000	

《平成27年度》

事業名	市町村名	地区名	事業量	事業費（円）	備考
公社営土地改良事業 （土地改良法に基づく整備）	滑川町	羽尾中部	暗渠排水１式	18,256,000	農山漁村活性化 プロジェクト交付金
	滑川町	両表・大木	５．９ｈａ	109,976,000	
	小計		５．９ｈａ	128,232,000	
公社営簡易基盤整備事業 （区画拡大のみの整備）	羽生市	羽生(機構)	１３．４ｈａ	11,000,000	農地耕作条件改善事業
	羽生市	尾崎南部	８．５ｈａ	8,500,000	
	行田市	行田市	１１．３ｈａ	10,000,000	
	鴻巣市	鴻巣市	８．１ｈａ	5,000,000	
	加須市	駒場	５６．０ｈａ	55,937,000	
	小計		９７．３ｈａ	90,437,000	
	加須市	加須市	２．４ｈａ	2,000,000	農業基盤整備促進事業
合　　計			１０５．６ｈａ	220,669,000	

8

《平成２８年度》

事業名	市町村名	地区名	事業量	事業費（円）	備考
公社営土地改良事業 （土地改良法に基づく整備）	滑川町	羽尾中部	排水路工１式	10,862,000	農地耕作条件改善事業
	滑川町	両表・大木	８．１ｈａ	121,650,000	
	小計	２地区	８．１ｈａ	132,512,000	
公社営埼玉型 ほ場整備事業 （区画拡大、道水路を整備）	羽生市	尾崎北部	１０．９ｈａ	31,980,840	
	越谷市	船渡	１７．１ｈａ	47,623,680	
	小計	２地区	２８．０ｈａ	79,604,520	
公社営 簡易基盤整備事業 （区画拡大のみの整備）	加須市	前谷	１８．０ｈａ	17,690,400	
	鴻巣市	鴻巣	１０．３ｈａ	9,190,800	
	春日部市	水角	３．１ｈａ	2,656,800	
	羽生市	羽生市全域	１４．５ｈａ	13,521,600	
	加須市	北高野	４２．３ｈａ	39,754,800	
	美里町	広木・駒衣	２．９ｈａ	2,473,200	
	加須市	飯積	５３．３ｈａ （※１）	50,844,000	(※１ 補正予算16.5ha含む)
	小計	７地区	１４４．４ｈａ	136,131,600	
合　　計		１１地区	１８０．５ｈａ	348,248,120	

コンクリート畦畔撤去

レベラー整地

9

本県における取組の特徴

○ **事業を円滑に進めるために**

・事業実施の準備段階において、市町村における人農地プランの作成・見直しにより、地域の明確な将来像が描かれており、地域内での合意形成が図られていることが重要。

・土地連（美土里ネット）との連携により、担い手の耕作状況等を地図に落とし、地域での話し合い等において農地利用の再編を推進。

・推進地域ごとに、地域の状況・今後の方向・取組方針等をまとめた「カルテ」を作成し、事業の進捗を管理。

《事業進行のステップ》

準備	推進	管理
人・農地プランの作成・見直しによる合意形成 ・地域の将来像 ・中心経営体 ・機構の活用 など	土地連との連携による対象地区の地図化（見える化） ・担い手等の農地利用の状況	推進地区ごとに“カルテ”を作成 ・地域の状況 ・今後の方向 ・取組方針

《主な推進地区の特色》

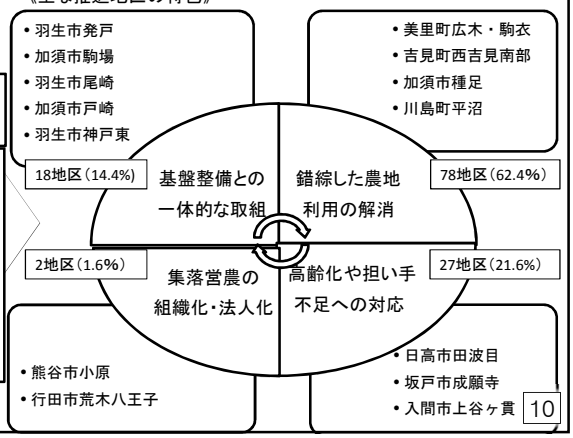

農地中間管理事業の取組事例

	地区名	面積	取組の概要
基盤整備との一体的な取組	羽生市 発戸地区	43ha	○ 地域全体が「危機感」を共有し、担い手の確保を広く外に求めることで合意。 ○ 耕作放棄地(約2ha)を市単独補助事業により解済。 ○ 機構が地区内の農地を一括して借受けて、県営埼玉型ほ場整備事業を実施中。(H27～H30) ○ 整備後に、大手量販企業（イオンアグリ創造(株)）及び地域の担い手3人に集積を図る。
	加須市 駒場地区	27ha	○ H26年産の米価の下落により、分散している農地の集約化を検討。 ○ H27年度に農地耕作条件改善事業を導入し、畦畔撤去により区画拡大を実施。 ○ 地権者39名から農地を借入れ、受け手農家12名に集積。 ○ 農道及び用排水路は、今後、埼玉型ほ場整備事業により整備予定。
	羽生市 尾崎地区	20ha	○ 地権者49名から農地中間管理機構が農地を借入れ、公募により申し込んだ受け手農家32人に貸付け。 ○ 農地中間管理機構が、道路・水路及び畦畔除去による区画拡大など簡易な基盤整備（H27～H28）を実施。 ○ 地区内の担い手が農地を利用しやすくするため、まとまりのある形となるよう、順次、調整を図っていく。

地区の状況

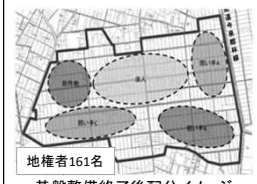

基盤整備終了後配分イメージ

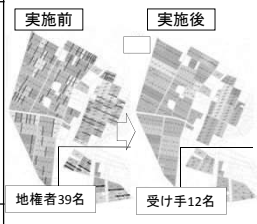

	地区名	面積	取組の概要	地区の状況
基盤整備との一体的な取組	加須市 戸崎地区	42ha	○ H26.3に戸崎土地改良組合が設立。組合内に計画委員会、営農委員会、総務・管理委員会を設け事業を推進。 ○ H26～29を工期として埼玉型ほ場整備事業を実施しており、現在ほ場整備工事を実施中。 ○ 今後、地区内の大規模農家に順次集約化を図る予定。	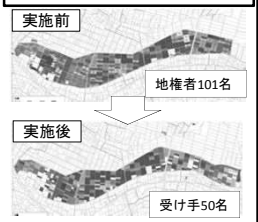
	羽生市 神戸東地区	4ha	○ 荒廃農地化を防ぐため、外部に新たな担い手を求める方向で集落の話し合いを開始 ○ 耕作条件を改善するため、農業基盤整備促進事業を導入して、全体を1つの畑として大区画化 ○ 有機農産物の加工・販売する企業（薬糧開発(株)）が新たな担い手として参入	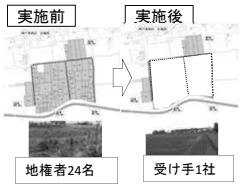
土地改良区による利用集積	吉見町 西吉見南部地区	90ha	○ 土地改良事業が終了し、1haが標準区画。 ○ 大規模農家が(10ha）が急逝し、早急に耕作者確保が必要となり本事業を実施。 ○ 配分後も病気で大規模農家(18ha)が作付け困難となり、再配分を実施。 ○ 最終的には地区全ての農地を機構に預け、担い手がリタイヤしても安心して営農が継続出来る体制を確立する。	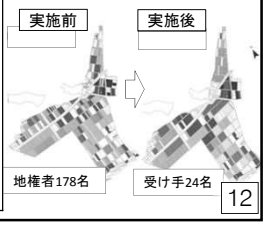

12

	地区名	面積	取組の概要	地区の状況
錯綜した農地利用の解消	美里町 広木・駒衣地区	78ha	○ 作業の効率化に向けて、錯綜した農地を交換するため地域の話合いを複数回実施。 ○ 45.5haを機構が借受け、10名の担い手と1麦作法人（裏作のみ）に配分。 ○ 担い手数はこれまでと同じだが、農地の集約ができたことにより、担い手の作業効率は格段にアップ。 ○ 地域集積協力金を活用し、共同で使用する農業機械の購入を検討。	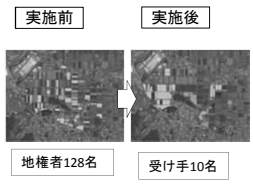
	加須市種足野通川地区	179ha	○ H9～H23年度に県営ほ場整備事業を実施した地区(248haのうち加須市分204ha）。 ○ 営農集団長をトップとした地区内8農家組合が母体となり中間管理事業を推進。 ○ 当面、①相対で賃借している農地は、機構を介した貸借とし、②その他の農地は、元の耕作者に再度貸し付けた。 ○ 今後、配分計画を見直し、徐々に担い手に集約を図って行く。	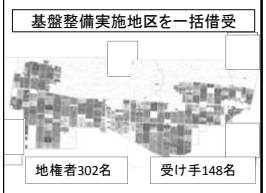
高齢化や担い手不足への対応	秩父市 下吉田地区	5ha	○ H23年度に福島県でエゴマを栽培をしていたモリシゲ物産が市場広瀬地内の農地(約1ha)を借受け営農を再開。 ○ 同会社が借受けていた農地の更新に当たり、農地中間管理事業を活用。併せて、暮坪地内に借受け農地の区域を広げ、経営面積を約2haに拡大。 ○ 下吉田地区では同会社のほか、地域の担い手と龍勢の町よしだの3者で農地利用を調整。	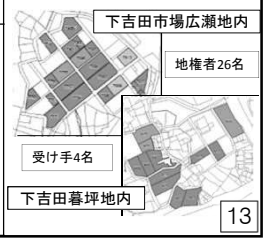

13

	地区名	面積	取組の概要	地区の状況
高齢化や担い手不足への対応	入間市 上谷ヶ貫 地区ほか	20ha	○ 狭山茶の代表的な産地。 ○ 近年、茶葉生産をやめる農業者が増え、抜根する茶畑が増加。 ○ 金融機関の関連会社が出資して、平成27年３月に新法人を設立。 ○ 茶畑の減少を食い止めたいとの意向で、地域の茶生産農家と連携し、茶栽培に参入。	
担い手の組織化・法人化	熊谷市 小原地区	45ha	○ 以前から集落一丸となって、機械化組合と連携しブロックローテーションによる主穀作が行われていた。 ○ 農業者の高齢化や担い手不足が進む中で、地域農業を維持・発展させるため法人設立に向けた検討を開始。 ○ H26.12に農家85名を組合員とする、農業法人を設立。 ○ H26年度中に水田44.5haを機構が借り受け、H27.6に農業法人に一括に配分。 ○ 今後は、畑についても集積して、さらなる経営規模の拡大を目指す。	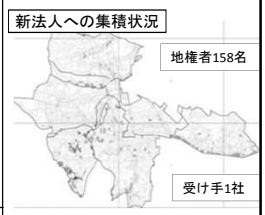
	行田市 荒木・八王子地区	31ha	○ 平成28年に地権者４６名の農地３１haを機構が借入。 ○ 機械化組合として活動していた組織を、農業法人としてH29.1に法人登記予定。 ○ 法人設立前に代表予定者に貸付け、小麦を播種する予定である。 ○ 今後、耕作条件改善事業による畦畔撤去で10a区画を30a以上の区画にして、作業の効率化を希望している。	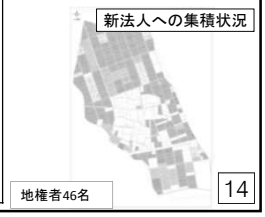

14

≪　これからの課題　≫

・将来を担う子供達に、安心安全な食べ物を供給するために、今何をなすべきか。

・平成３０年産米から、生産調整が無くなること。

・広がりのある水田地帯こそ、これから発生するであろう遊休農地の危機。

・平成３０年一杯までに農地中間管理事業をやっておきましょう。

埼玉県農地中間管理機構（埼玉県農林公社）

さいたま市農地流動化支援事業協力金制度について

さいたま市では、農地の流動化を促進し、担い手への農地の集積を図るため、担い手へ農地の貸し付けを行った農地の所有者に対し、下記の要件に該当する場合に「農地流動化支援事業協力金」を交付します。

＜交付要件＞

交付対象者（貸し手）	自己の所有する、さいたま市内の農地（この要綱による協力金を受けたことがない農地に限る）を担い手に貸付けた者
担い手	さいたま市の人・農地プランの今後の地域の中心となる経営体として位置づけられた認定農業者又は認定新規就農者
賃貸借等方法	農地法、農業経営基盤強化促進法、農地中間管理事業の推進に関する法律のいずれかによるもの
賃貸借等期間	６年以上
その他	平成２９年５月１日以降の貸し付けが対象となります。

＜協力金の額＞

賃借権等存続期間	設定区分	交付基準額（10ａあたり）	備考
６年以上１０年未満	新規	8,000 円	・設定区分ごとの合計面積が 10a 未満の場合は交付対象外 ・算定額の 1,000 円未満の端数切捨て
	再設定	4,000 円	
１０年以上	新規	12,000 円	
	再設定	6,000 円	

＜その他＞

・事業対象農地において、農地中間管理事業による機構集積協力金の交付を受けることができる場合は、当該交付額を控除した額が本協力金の対象となります。

・設定区分の「再設定」とは、現に農地の賃借権等の設定を行っており、同じ担い手へ再設定を行う場合を指します。

＜お問合せ＞
さいたま市経済局農業政策部農業政策課　TEL:048-829-1376
（さいたま市浦和区常盤六丁目４番４号　ときわ会館３階）

（参考：交付基準説明資料）

資料２(追加資料)

配分額や交付単価について（メモ）

１　市町村への配分枠

各市町村における「新規集積農地面積×50,000円／10a」以内

例：Ａ市の新規集積面積が100aの場合、

100a×50,000円／10a＝500,000円が配分枠

※　１月～１２月までの市内の実績

＜新規集積農地面積とは＞

非認定農業者が認定農業者等に新たに農地中間管理機構を通して、貸した農地面積

２　交付単価

新規集積面積が判明した後、交付方法、単価については市町村が判断する。

参考：国（農地集積・集約化対策事業実施要綱）が定める交付単価

（１）地域集積協力金

地域内の農地の一定割合以上を機構に貸し付けた「地域」に対して協力金を交付する。

※　交付単価（平成29年度の単価）

２割超から５割以下：15,000円以内／10a　(H30：10,000円以内／10a)

５割超から８割以下：21,000円以内／10a　(H30：14,000円以内／10a)

８割超　　：27,000円以内／10a　(H30：18,000円以内／10a)

（２）経営転換協力金

機構に農地を貸し付けることにより、経営転換またはリタイアする農業者及び農地の相続人に対し、協力金を交付する。

※　交付単価

0.5ha以下　　：300,000円以内／戸

0.5ha超2.0ha以下　：500,000円以内／戸

2.0ha超　　：700,000円以内／戸

（３）耕作者集積協力金

機構が借受けもしくは所有している農地等に隣接する農地を機構に貸し付けた所有者または耕作者等に対し、協力金を交付する。

※　交付単価（平成29年度の単価）

10,000円以内／10a　(H30：5,000円以内／10a)

西区

貸付意向申出農地一覧

資料４

区名	町(丁目)･大字名	現況地目	面積(㎡)	管理番号
西区	飯田	畑	500未満	14
西区	三条町	田	501～1000	8
西区	昭和	田	1001～2000	17
西区	塚本町１丁目	畑	1001～2000	21
西区	中野林	田	501～1000	15
西区	中野林	田	501～1000	16
西区	中野林	田	2001～3000	66
西区	二ツ宮	畑	500未満	13

見沼区

貸付意向申出農地一覧

資料４

区名	町(丁目)･大字名	現況地目	面積(㎡)	管理番号
見沼区	上山口新田	田	1001～2000	9
見沼区	笹丸	田	501～1000	50
見沼区	笹丸	田	500未満	51
見沼区	笹丸	田	500未満	52
見沼区	笹丸	田	500未満	54
見沼区	笹丸	田	500未満	56
見沼区	笹丸	田	500未満	59
見沼区	笹丸	畑	500未満	46
見沼区	笹丸	畑	500未満	47
見沼区	笹丸	畑	500未満	48
見沼区	笹丸	畑	1001～2000	49
見沼区	笹丸	畑	500未満	53
見沼区	笹丸	畑	500未満	55
見沼区	笹丸	畑	500未満	57
見沼区	笹丸	畑	500未満	58
見沼区	東宮下1丁目	田	501～1000	67
見沼区	東宮下1丁目	田	1001～2000	68
見沼区	膝子	田	501～1000	81
見沼区	膝子	田	501～1000	82
見沼区	丸ヶ崎	田	501～1000	18
見沼区	丸ヶ崎	田	501～1000	19
見沼区	丸ヶ崎	田	501～1000	20

桜・浦和・緑区

貸付意向申出農地一覧

資料４

区名	町(丁目)･大字名	現況地目	面積(㎡)	管理番号
桜区	在家	田	501～1000	10
桜区	在家	田	1001～2000	11
桜区	在家	田	1001～2000	12
桜区	塚本	田	501～1000	83
桜区	塚本	田	1001～2000	84
桜区	塚本	田	501～1000	85
桜区	塚本	田	1001～2000	86
浦和区	大原４丁目	田	501～1000	22
浦和区	大原４丁目	田	1001～2000	23
浦和区	大原４丁目	田	1001～2000	24
浦和区	大原４丁目	田	501～1000	25
緑区	上野田	畑	500未満	60
緑区	上野田	畑	500未満	61
緑区	上野田	畑	501～1000	62
緑区	上野田	畑	500未満	63
緑区	上野田	畑	500未満	64
緑区	上野田	畑	500未満	65

岩槻区(1/2)

資料４

貸付意向申出農地一覧

区名	町(丁目)･大字名	現況地目	面積(㎡)	管理番号
岩槻区	浮谷	畑	501～1000	42
岩槻区	浮谷	畑	500未満	43
岩槻区	金重	田	501～1000	74
岩槻区	金重	田	1001～2000	75
岩槻区	金重	田	501～1000	76
岩槻区	金重	田	1001～2000	77
岩槻区	金重	田	501～1000	78
岩槻区	金重	田	501～1000	79
岩槻区	金重	田	501～1000	80
岩槻区	鹿室	畑	500未満	6
岩槻区	鹿室	畑	501～1000	7
岩槻区	笹久保	畑	500未満	1
岩槻区	笹久保	畑	500未満	2
岩槻区	笹久保	畑	500未満	3
岩槻区	笹久保	畑	501～1000	4
岩槻区	笹久保	畑	1001～2000	5
岩槻区	長宮	畑	1001～2000	69
岩槻区	長宮	畑	500未満	70
岩槻区	長宮	畑	500未満	71
岩槻区	長宮	畑	500未満	72
岩槻区	長宮	畑	500未満	73
岩槻区	横根	田	501～1000	26
岩槻区	横根	田	501～1000	27
岩槻区	横根	田	1001～2000	28
岩槻区	横根	田	1001～2000	29
岩槻区	横根	田	501～1000	33
岩槻区	横根	田	501～1000	34

岩槻区(2/2)

資料４

貸付意向申出農地一覧

区名	町(丁目)･大字名	現況地目	面積(㎡)	管理番号
岩槻区	横根	田	500未満	35
岩槻区	横根	田	1001～2000	44
岩槻区	横根	田	500未満	45
岩槻区	横根	畑	501～1000	30
岩槻区	横根	畑	501～1000	31
岩槻区	横根	畑	500未満	32
岩槻区	横根	畑	501～1000	36
岩槻区	横根	畑	500未満	37
岩槻区	横根	畑	501～1000	38
岩槻区	横根	畑	501～1000	39
岩槻区	横根	畑	501～1000	40
岩槻区	横根	畑	501～1000	41

資料５

追加で位置づけ希望があった場合の対応

＜担い手に位置づけるための手順＞

＜平成28年度の場合＞

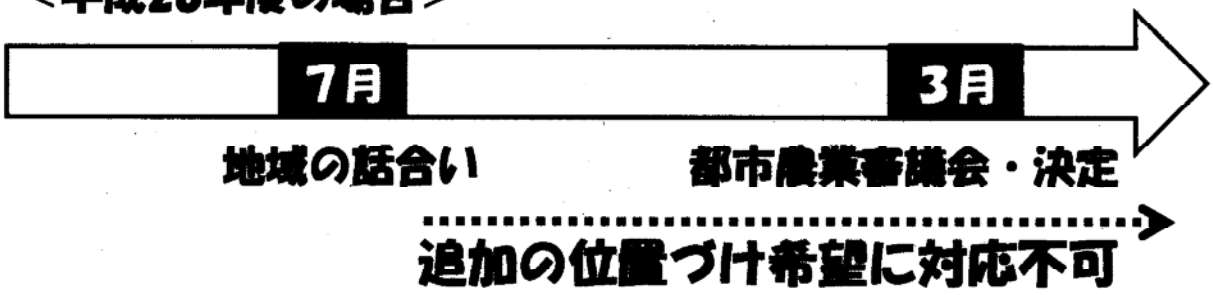

追加で位置づけ希望があった場合の対応（案）

・追加で担い手に位置づけ希望があった場合、農地利用最適化推進委員の地区単位で地域の話合いを必要に応じ開催

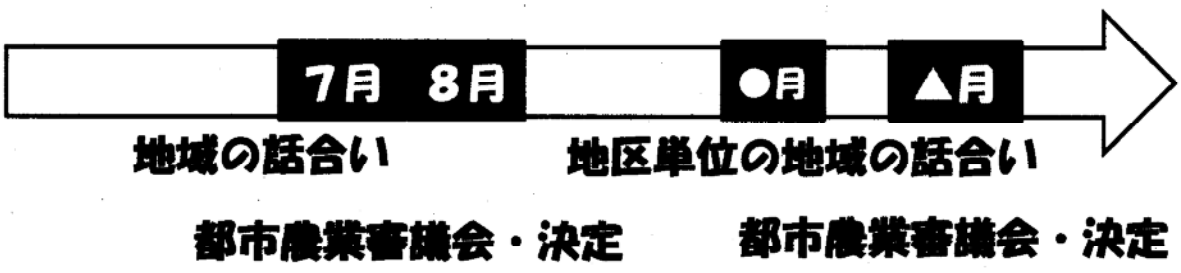

人・農地プラン見直しのための
地域の話合いと地区単位の地域の話合いの比較

	地域の話合い	地区単位の地域の話合い
地域	市内を３地域に分割 ・西部（西区、桜区） ・中部（北区、大宮区、見沼区、中央区、浦和区、南区、緑区） ・東部（岩槻区）	市内を２８地区に分割 （農地利用最適化推進委員の担当区域）
開催数	毎年１回以上	必要に応じて
参加者	位置づけを希望する農業者 農業委員 農地利用最適化推進委員 認定農業者 認定新規就農者 農地の出し手 農協 行政職員 その他希望者	位置づけを希望する農業者 農業委員 農地利用最適化推進委員 行政職員 その他希望者
周知	事前にホームページで日時と場所を公表	事前にホームページで日時と場所を公表
話し合う内容	人・農地プランの項目１～６ １、今後の地域の中心となる経営体 ２、１から見た地域における担い手の確保状況 ３、将来の農地利用のあり方 ４、３についての農地中間管理機構の活用方針 ５、近い将来農地の出し手となる者と農地 ６、今後の地域農業のあり方	人・農地プランの項目１ １、今後の地域の中心となる経営体
検討会	都市農業審議会の開催	都市農業審議会の開催
その他		翌年度の地域の話合いにおいて説明する

農業委員担当区域

地区名		氏　名	担　当　区　域
第1地区	植　水	北見　靜一	**西区**（大字島根、大字昭和、大字三条町、大字植田谷本、大字中野林、大字飯田、大字水判土、大字佐知川）
	馬　宮	杉山　起司	**西区**（大字西遊馬、大字二ツ宮、大字飯田新田、大字塚本、塚本町１～３丁目、大字植田谷本村新田、湯木町１･２丁目、大字土屋、プラザ）
	指　扇	石川　幸利	**西区**（大字指扇、大字指扇領別所、大字宝来、大字峰岸、大字指扇領辻）
	指　扇		**西区**（大字中釘、大字高木、大字清河寺、大字内野本郷、大字西新井、大字平方領領家）
	大　宮	大木　　徹	**西区**（三橋５・６丁目、宮前町） **北区**（植竹町１・２丁目、盆栽町、櫛引町２丁目、大成町４丁目、奈良町、日進町１～３丁目、東大成町１・２丁目、別所町、宮原町１～４丁目、吉野町１・２丁目） **大宮区**（北袋町１・２丁目、吉敷町１～４丁目、浅間町１・２丁目、天沼町１・２丁目、堀の内町１～３丁目、土手町１～３丁目、高鼻町１～４丁目、下町１～３丁目、桜木町１～４丁目、東町１・２丁目、宮町１～５丁目、大原６･７丁目、寿能町１･２丁目、三橋１～４丁目、上小町、櫛引町１丁目、大門町１～３丁目、仲町１～３丁目、錦町、大成町１～３丁目）
	三　橋		
	宮　原 日　進		
	大砂土	高橋　克明	**北区**（土呂町、土呂町１・２丁目、今羽町、本郷町、見沼１～３丁目） **見沼区**（大和田町１・２丁目、堀崎町、島町、島町１・２丁目、東大宮１～７丁目、大字砂、砂町２丁目）
	春　岡		**見沼区**（大字深作、深作１～５丁目、大字丸ヶ崎、丸ヶ崎町、大字小深作、大字宮ヶ谷塔、宮ヶ谷塔１～４丁目、卸町１・２丁目、春岡１～３丁目、春野１～４丁目）
	七　里	森田　　博	**見沼区**（大字蓮沼、大字風渡野、大字東門前、大字新堤、大字大谷）
	七　里		**見沼区**（大字膝子、大字東宮下、東宮下１～３丁目）
	片　柳	松沢　英夫	**見沼区**（大字片柳、片柳１･２丁目、片柳東、大字染谷、染谷１～３丁目、加田屋１･２丁目、大字加田屋新田、大字笹丸、大字南中野、大字東新井、大字山）
	片　柳		**見沼区**（大字中川、大字南中丸、大字上山口新田、大字新右エ門新田、大字見山、大字西山村新田、大字西山新田、大字御蔵）
第2地区	木　崎 三　室	西形　知行	**浦和区**（上木崎１～８丁目、大東１～３丁目、瀬ヶ崎１～５丁目、駒場１･２丁目、本太１～５丁目、元町１～３丁目、大字三崎～21番） **緑区**（大字三室、山崎１丁目、大字新宿、大字三浦、大字大道）
	木　崎 三　室		**浦和区**（木崎１～５丁目、皇山町、領家１～７丁目、常盤１～10丁目、高砂１～４丁目、東高砂町、東仲町、岸町１～７丁目、東岸町、神明１･２丁目、前地１～３丁目、仲町１～４丁目、北浦和１～５丁目、針ヶ谷１～４丁目、大原１～５丁目、大字三崎22番～） **緑区**（道祖土１～４丁目、芝原１～３丁目、宮本１･２丁目、松木１～３丁目、馬場１･２丁目、大字見沼、大字宮後）
	大久保	髙﨑　定一	**桜区**（大字上大久保、大字下大久保、大字神田、大字白鍬、大字大久保領家、大字在家、大字塚本、大字昭和、大字宿、大字五関） **中央区**（鈴谷１～９丁目、大戸１～６丁目、桜丘１･２丁目、八王子１～５丁目、円阿弥１～７丁目、本町東１～７丁目、本町西１～６丁目、上峰１～４丁目、上落合１～９丁目、大字下落合、下落合２～７丁目、新中里１～５丁目、新都心）
	与　野		
	土　合		**桜区**（大字道場、道場１～５丁目、大字中島、中島１～４丁目、大字栄和、栄和１～６丁目、大字山久保、山久保１･２丁目、大字関、大字田島、田島１～10丁目、桜田１～３丁目、大字西堀、西堀１～10丁目、大字新開、新開１～４丁目、大字町谷、町谷１～４丁目、大字南元宿、南元宿１・２丁目） **南区**（関１・２丁目、鹿手袋１～７丁目、四谷１～３丁目、松本１～４丁目、曲本１～５丁目、内谷１～７丁目、大字堤外）
	西浦和		
	尾間木	関口　正夫	**南区**（大字太田窪、太田窪２・４・５丁目、大字円正寺、大字大谷口、南本町１・２丁目、南浦和１～４丁目、大谷場１･２丁目、大字広ヶ谷戸、白幡１～６丁目、辻１～８丁目、文蔵１～５丁目、別所１～７丁目、根岸１～５丁目、沼影１～３丁目） **緑区**（東浦和１～９丁目、大字大間木、大字大牧、大字中尾、大字下山口新田、大字蓮見新田、大字大谷口、太田窪１・３丁目、原山１～４丁目）
	谷　田		
	六　辻		
	大　門	備藤　和夫	**緑区**（大字下野田、大字北原、大字間宮、大字玄蕃新田、大字大門、東大門１～３丁目、美園３～６丁目）
	野　田	備藤　行雄	**緑区**（大字南部領辻、大字大崎、大字代山）
	野　田	若谷　茂夫	**緑区**（大字上野田、大字寺山、大字中野田、大字高畑、美園１・２丁目）
第3地区	新　和	小林　勝一	**岩槻区**（大字釣上新田、大字釣上、大字尾ヶ崎、大字尾ヶ崎新田、美園東１～３丁目）
	新　和	濱野　利光	**岩槻区**（大字高曽根、大字野孫、大字末田）
	和　土	中村　一夫	**岩槻区**（大字黒谷、大字笹久保、大字笹久保新田）
	和　土		**岩槻区**（大字飯塚、大字村国、大字南下新井、府内１～４丁目、城南１～５丁目）
	川　通	山中　裕三	**岩槻区**（大字大戸、大字大口、大字大谷、大字新方須賀、大字大森）
	川　通		**岩槻区**（大字南平野、南平野１～５丁目、大字長宮、大字大野島、大字増長、大字太田、太田１～３丁目、仲町１・２丁目、城町１・２丁目、本丸１～４丁目）
	柏　崎	本田　敏一	**岩槻区**（大字柏崎、大字加倉、大字谷下、原町、加倉１～５丁目、大字横根、大字真福寺、大字浮谷、本町１～６丁目、東町１・２丁目）
	河　合	加藤　勝征	**岩槻区**（大字掛、大字金重、大字箕輪、大字平林寺、大字馬込、大字岩槻、大字本宿、西原、並木１・２丁目、西原台１・２丁目、宮町１・２丁目、西町１～５丁目、愛宕町、日の出町、美幸町）
	慈恩寺		**岩槻区**（大字相野原、大字鹿室、大字古ヶ場）
	慈恩寺	柳沢　政弘	**岩槻区**（大字表慈恩寺、大字慈恩寺、大字小溝、大字徳力、大字裏慈恩寺、大字上野、大字南辻、上野１～６丁目、古ヶ場１・２丁目、諏訪１～５丁目、東岩槻１～６丁目、上里１・２丁目）

農地利用最適化推進委員担当区域

地区名		氏　名	担　当　区　域
第1地区	植　水	塩野谷　昌昭	**西区**（大字島根、大字昭和、大字三条町、大字植田谷本、大字中野林、大字飯田、大字水判土、大字佐知川）
	馬　宮	都築　佐吉	**西区**（大字西遊馬、大字二ツ宮、大字飯田新田、大字塚本、塚本町１～３丁目、大字植田谷本村新田、湯木町１･２丁目、大字土屋、プラザ）
	指　扇	小嶋　邦彦	**西区**（大字指扇、大字指扇領別所、大字宝来、大字峰岸、大字指扇領辻）
	指　扇	島村　孝行	**西区**（大字中釘、大字高木、大字清河寺、大字内野本郷、大字西新井、大字平方領領家）
	大　宮	山本　博行	**西区**（三橋５・６丁目、宮前町） **北区**（植竹町１・２丁目、盆栽町、櫛引町２丁目、大成町４丁目、奈良町、日進町１～３丁目、東大成町１・２丁目、別所町、宮原町１～４丁目、吉野町１・２丁目） **大宮区**（北袋町１・２丁目、吉敷町１～４丁目、浅間町１・２丁目、天沼町１・２丁目、堀の内町１～３丁目、土手町１～３丁目、高鼻町１～４丁目、下町１～３丁目、桜木町１～４丁目、東町１・２丁目、宮町１～５丁目、大原６･７丁目、寿能町１･２丁目、三橋１～４丁目、上小町、櫛引町１丁目、大門町１～３丁目、仲町１～３丁目、錦町、大成町１～３丁目）
	三　橋		
	宮原・日進		
	大砂土	細沼　和明	**北区**（土呂町、土呂町１・２丁目、今羽町、本郷町、見沼１～３丁目） **見沼区**（大和田町１・２丁目、堀崎町、島町、島町１・２丁目、東大宮１～７丁目、大字砂、砂町２丁目）
	春　岡	大熊　徳治	**見沼区**（大字深作、深作１～５丁目、大字丸ヶ崎、丸ヶ崎町、大字小深作、大字宮ヶ谷塔、宮ヶ谷塔１～４丁目、卸町１・２丁目、春岡１～３丁目、春野１～４丁目）
	七　里	西澤　初男	**見沼区**（大字蓮沼、大字風渡野、大字東門前、大字新堤、大字大谷）
	七　里	猪原　精二	**見沼区**（大字膝子、大字東宮下、東宮下１～３丁目）
	片　柳	小川　忠男	**見沼区**（大字片柳、片柳１･２丁目、片柳東、大字染谷、染谷１～３丁目、加田屋１･２丁目、大字加田屋新田、大字笹丸、大字南中野、大字東新井、大字山）
	片　柳	小山　吉男	**見沼区**（大字中川、大字南中丸、大字上山口新田、大字新右エ門新田、大字見山、大字西山村新田、大字西山新田、大字御蔵）
第2地区	木崎・三室	武笠　佳司	**浦和区**（上木崎１～８丁目、大東１～３丁目、瀬ヶ崎１～５丁目、駒場１･２丁目、本太１～５丁目、元町１～３丁目、大字三崎～21番） **緑区**（大字三室、山崎１丁目、大字新宿、大字三浦、大字大道）
	木崎・三室	都築　勝	**浦和区**（木崎１～５丁目、皇山町、領家１～７丁目、常盤１～10丁目、高砂１～４丁目、東高砂町、東仲町、岸町１～７丁目、東岸町、神明１・２丁目（南区神明１・２丁目含む）、前地１～３丁目、仲町１～４丁目、北浦和１～５丁目、針ヶ谷１～４丁目、大原１～５丁目、大字三崎22番～） **緑区**（道祖土１～４丁目、芝原１～３丁目、宮本１･２丁目、松木１～３丁目、馬場１･２丁目、大字見沼、大字宮後）
	大久保	中村　義太郎	**桜区**（大字上大久保、大字下大久保、大字神田、大字白鍬、大字大久保領家、大字在家、大字塚本、大字昭和、大字宿、大字五関） **中央区**（鈴谷１～９丁目、大戸１～６丁目、桜丘１･２丁目、八王子１～５丁目、円阿弥１～７丁目、本町東１～７丁目、本町西１～６丁目、上峰１～４丁目、上落合１～９丁目、大字下落合、下落合２～７丁目、新中里１～５丁目、新都心）
	与　野		
	土　合	細渕　一夫	**桜区**（大字道場、道場１～５丁目、大字中島、中島１～４丁目、大字栄和、栄和１～６丁目、大字山久保、山久保１･２丁目、大字関、大字田島、田島１～10丁目、桜田１～３丁目、大字西堀、西堀１～10丁目、大字新開、新開１～４丁目、大字町谷、町谷１～４丁目、大字南元宿、南元宿１・２丁目） **南区**（関１・２丁目、鹿手袋１～７丁目、四谷１～３丁目、松本１～４丁目、曲本１～５丁目、内谷１～７丁目、大字堤外）
	西浦和		
	尾間木	野口　光昭	**南区**（大字太田窪、太田窪２・４・５丁目、大字円正寺、大字大谷口、南本町１・２丁目、南浦和１～４丁目、大谷場１･２丁目、大字広ヶ谷戸、白幡１～６丁目、辻１～８丁目、文蔵１～５丁目、別所１～７丁目、根岸１～５丁目、沼影１～３丁目） **緑区**（東浦和１～９丁目、大字大間木、大字大牧、大字中尾、大字下山口新田、大字蓮見新田、大字大谷口、太田窪１・３丁目、原山１～４丁目）
	谷　田		
	六　辻		
	大　門	石井　栄寿	**緑区**（大字下野田、大字北原、大字間宮、大字玄蕃新田、大字大門、東大門１～３丁目、美園３～６丁目）
	野　田	浅子　幹夫	**緑区**（大字南部領辻、大字大崎、大字代山）
	野　田	萩原　久男	**緑区**（大字上野田、大字寺山、大字中野田、大字高畑、美園１・２丁目）
第3地区	新　和	小泉　孝行	**岩槻区**（大字釣上新田、大字釣上、大字尾ヶ崎、大字尾ヶ崎新田、美園東１～３丁目）
	新　和	赤沼　實	**岩槻区**（大字高曽根、大字野孫、大字末田）
	和　土	濱野　武雄	**岩槻区**（大字黒谷、大字笹久保、大字笹久保新田）
	和　土	富田　優	**岩槻区**（大字飯塚、大字村国、大字南下新井、府内１～４丁目、城南１～５丁目）
	川　通	利根川　久夫	**岩槻区**（大字大戸、大字大口、大字大谷、大字新方須賀、大字大森）
	川　通	髙橋　努	**岩槻区**（大字南平野、南平野１～５丁目、大字長宮、大字大野島、大字増長、大字太田、太田１～３丁目、仲町１・２丁目、城町１・２丁目、本丸１～４丁目）
	柏　崎	山口　文司	**岩槻区**（大字柏崎、大字加倉、大字谷下、原町、加倉１～５丁目、大字横根、大字真福寺、大字浮谷、本町１～６丁目、東町１・２丁目）
	河　合	高橋　秀男	**岩槻区**（大字掛、大字金重、大字箕輪、大字平林寺、大字馬込、大字岩槻、大字本宿、西原、並木１・２丁目、西原台１・２丁目、宮町１・２丁目、西町１～５丁目、愛宕町、日の出町、美幸町）
	慈恩寺	中山　幸光	**岩槻区**（大字表慈恩寺、大字慈恩寺、大字小溝、大字徳力、大字鹿室、大字相野原、大字古ヶ場、大字裏慈恩寺、大字上野、大字南辻、上野１～６丁目、古ヶ場１・２丁目、諏訪１～５丁目、東岩槻１～６丁目、上里１・２丁目）